



Ministry of
Children and Family
Development

親のための手引き： 自閉症プログラムのガイド



August 2015
Japanese

© 2015 The Province of British Columbia.
All rights reserved.

目次

イントロダクション	1
障害のある子供たちと青年、その家族のためのサービスとサポート	1
自閉症スペクトラム障害とは何か？	2
自閉症スペクトラム障害の初期の兆候	3
子供が自閉症かも…と思ったらすること	4
自閉症スペクトラム障害の原因は？	5
自閉症は治るのか？	5
アセスメントと診断	6
ブリティッシュコロンビア州自閉症アセスメントネットワーク (BCAAN)	6
BCAAN 以外（民間）のアセスメント / 診断	6
他州から BC 州へ転入した場合	6
他国から BC 州へ転入した場合	6
子供が自閉症スペクトラム障害と診断された場合、 どうしたらいいのでしょうか？	8
自閉症プログラムに申請	8
インボイス支払いを利用した自閉症助成金へのアクセス	9
自閉症助成金：6 歳未満	10
6 歳未満児の自閉症介入治療プログラムセットアップ	13
自閉症助成金：6 ～ 18 歳	14
自閉症プログラムへのアクセス	16
助成金オプション	17
インボイス支払い	17
直接支払い（12 歳以上の子供の場合）	17
直接支払いの必要条件	18
対象となる 6-12 歳の兄弟姉妹	18

自閉症助成金プログラムと親の責任	19
里親と養子・里子	20
控訴、または、苦情	20
守秘性とプライバシー	20
親へのヒント	21
子供が最良な介入を受けているのか・・・は、どのようにわかりますか？	23
介入治療の行動計画（BPI）とは？	25
お問合せ	26
付録 1: BC 州のサービスと自閉症団体	27
付録 2: 介入治療の行動計画	28
付録 3: 自閉症助成金 – 対象となる費用の概要	30
付録 4: 自閉症助成金 – 対象外費用の概要	31
付録 5: 直接支払いを利用した助成金アクセス方法	32
サービスプロバイダーのための情報	35
請求と支払い	37

頻繁に使われる頭字語

ASD : 自閉症スペクトラム障害

MCFD : 子供と家族の開発省 または 省庁

イントロダクション

このハンドブックは、自閉症スペクトラム障害 (ASD) の疑いのある、または、診断された子供と青年の親と保護者のために作られました。自閉症や介入治療、自閉症の子供と青年、家族ためのプログラムについての情報が盛り込まれています。

子供と家族の開発省 (MCFD) や教育省、保健省が一丸となって、アセスメント、診断、介入治療、支援サービスを行っています。

特別な支援を必要とする子供と青年のためのサービスやサポート

10-15 ページに記載されている自閉症プログラムに加えて、MCFD は、下記のような、特別な援助を必要とする子供と青年、その家族を対象とした様々なプログラムを提供しています。

- 先住民の幼児の発育プログラム
- 先住民の子供の支援開発
- アットホームプログラム (医療 / レスパイト)
(注 : レスパイトとは保護者に一時的な休息を与える プログラムです。)
- コミュニティー脳損傷プログラム
- 早期介入セラピー (Early Intervention Therapy)
- 幼児発育プログラム (Infant Development Program)
- 主なケア従事者と親のサポート
- 看護サポートサービス
- 州の援助活動と専門のサポート
- 州の聴覚障害者のためのサービス
- 学齢期児童セラピー
- 子供の支援開発 (Supported Child Development)

それぞれの支援プログラムの対象条件の詳細は、ウェブサイトリンクを参照。



ウェブサイトリンク

MCFD 特別支援サービスウェブサイトリンク
www.mcf.gov.bc.ca/spec_needs/

自閉症スペクトラム障害とは？

自閉症スペクトラム障害(ASD) は、複雑な神経生物学的な症状で、脳の発達や、人の社会的関係、コミュニケーション、興味、行動に影響を与えます。症状や特徴は、多種多様な組合せによるところがあり、問題行動の種類や深刻さの程度も個人によってさまざま。研究によると、自閉症は子供 68 人に1人の割合で発症。通常多くの場合、3 歳前の早い段階で症状が現れ始め、男の子は女の子の 4 ～ 5 倍多く発症すると言われています。

自閉症者は、コミュニケーションに問題を持つ傾向があります。言葉が話せなかったり、会話時に不適切な反応をしてしまったり、人の身ぶりやしぐさが理解できなかったり、年齢にふさわしい友人関係を築くのが難しかったりします。ルーティーン（日課）に過度に依存したり、環境の変化に非常に敏感で、不適切な物事への強いこだわりがあったりします。自閉症の症状と特徴は、軽度から重度までいろいろな組み合わせで現れます。したがって、標準タイプの自閉症や、典型的な自閉症というのはありません。

自閉性障害、アスペルガー障害、特定不能の広汎性発達障害(PDD-NOS)、小児期崩壊性障害(CDD)、自閉症に似た、自閉症の傾向、自閉症スペクトラム、高機能または低機能自閉症・・・と、自閉症児を説明する異なった用語を聞くことがあるかもしれませんが、これらの用語は、必ずしも子供の能力や子供に必要なことに関連していません。ひとりひとりの能力や子供に必要なことに基づいた最適な教育と治療方法こそが、子供の能力を最大限に引き出せるということを理解するのがより重要です。

ウェブサイトリンク

Autism Society of Canada
カナダ自閉症協会
www.autismsocietycanada.ca

Autism Speaks Canada
www.autismspeaks.ca/

University of Washington Autism Center
ワシントン大学自閉症センター
www.depts.washington.edu/uwautism/resources/autism-resources-dvd.html



自閉症スペクトラム障害の初期の兆候

「うちの子、自閉症スペクトラム障害 (ASD) なのでは?」と思ったら、下記の自閉症と考えられる初期の兆候リストを参照して下さい。アセスメントの申込みは、必ずしも、記述された全ての行動に当てはまる必要はありません。これらの特徴が他の疾患の指標である場合もあります。

自閉症と考えられる初期の兆候 (First Signs* と Autism Speaks** から引用)

- 社会的交流の障害
 - 自然に視線を交わすことができない
 - 生後6か月まで、あるいは、それ以後も、にっこり笑ったり、温かく、嬉しそうな表情がない
 - 興味や楽しみを分かち合うことができない
 - 名前を呼んでも反応しない
- コミュニケーションの障害
 - 生後9か月までに、発声、笑い、表情を通して会話することができない
 - 生後12か月までに、指さしたり、見せたり、手を伸ばしたり、手を振ったりするしぐさがない
 - 目線、表情、しぐさなどを組み合わせてコミュニケーションすることができない
 - 生後12か月までに、喃語がない
 - 不自然なプロソディー (韻律) (抑揚のない話し方、奇妙なイントネーション、不規則なリズム、不自然な声質)
- 反復的な行動&制限された興味
 - 物に対する反復的な動作
 - 身体、腕、手、指をつかった反復的な動作、またはポーズ

*First Signs, Inc. は、自閉症の初期注意サインとその他の発達障害について、親と小児科の専門家を教育する非営利団体です。

**Autism Speaks は、自閉症の知識と主張を助ける非営利団体です。自閉症の原因、予防、治療、回復への研究資金を提供したり、自閉症スペクトラム障害に対する社会の理解を高めたり、自閉症者とその家族のニーズを主張、支持しています。

First Signs® First Words® プロジェクトは、家族と専門家たちが自閉症の初期兆候についてより学べるよう、ビデオ用語集を開発しました。ビデオ用語集ユーザーは、ログインする前にイントロダクションとセクションの使用法を読んで下さい。

http://www.firstsigns.org/asd_video_glossary/asdvg_about.htm

M-CHAT と呼ばれている簡易検査ツール (幼児の自閉症改訂版チェックリスト) を使って、子供を専門家に診てもらわなければならないのか判断することもできます。この簡単なオンライン自閉症チェックリストは、www.m-chat.org サイト内にあり、ほんの数分でできます。自閉症の傾向があるとの結果がでた場合は、子供の医師と相談して下さい。同様に、子供の発達に何らかの懸念があるならば、今すぐにでも、検査について医師と相談して下さい。

子供に2つ以上の兆候が見られるのであれば、自閉症アセスメントの紹介をもらうため、ファミリードクターまたは小児科医師に尋ねて下さい。

ウェブサイトリンク

ACT-Autism Community Training
www.actcommunity.ca

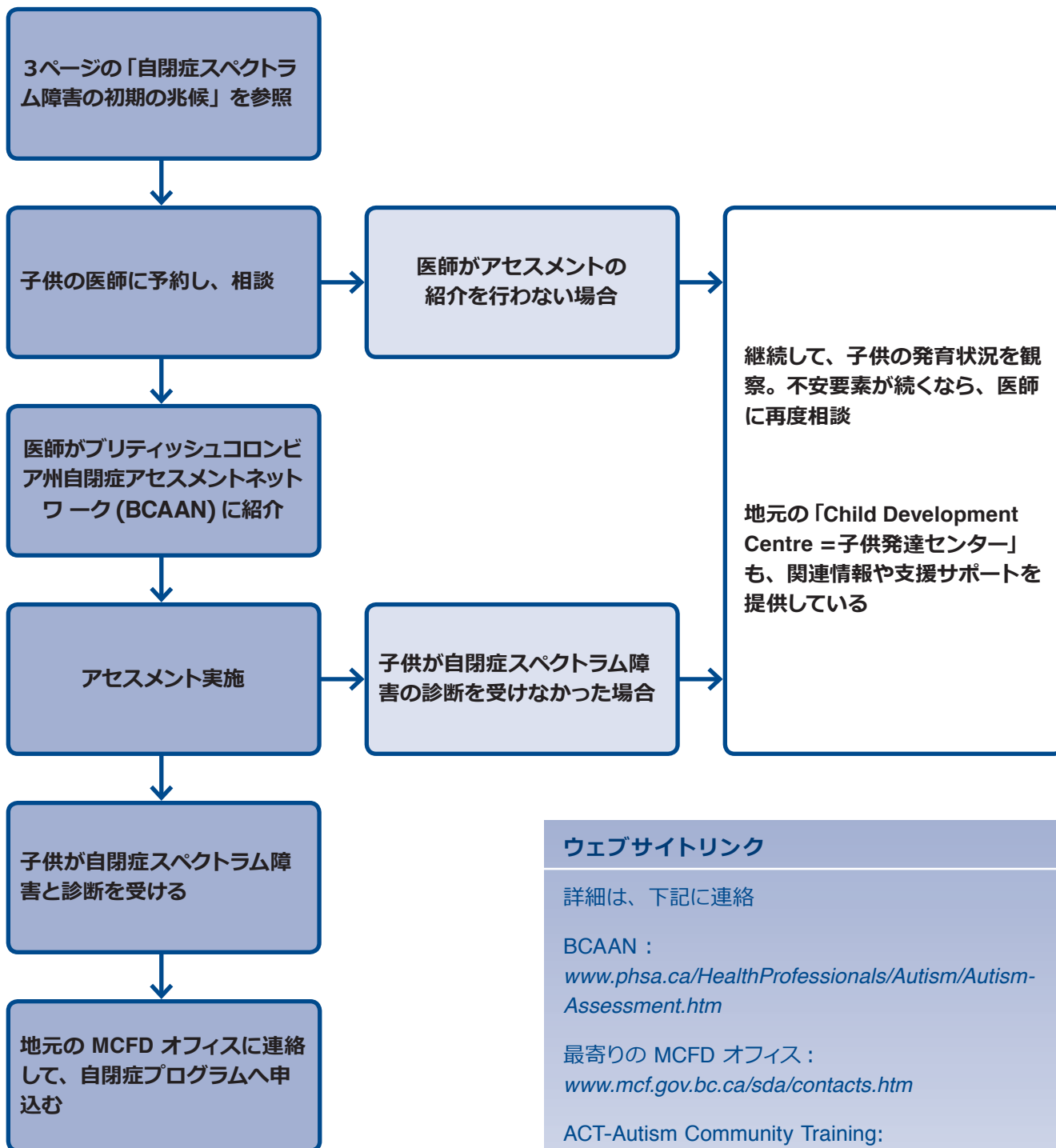
British Columbia Association for Child Development and Intervention :
www.bcacdi.org

First Signs : www.firstsigns.org

Autism Speaks Canada
www.autismspeaks.ca

Children and Youth with Special Needs
Ministry of Children and Family Development :
www.mcf.gov.bc.ca/spec_needs/index.htm

子供が自閉症かも…と思ったらすること



ウェブサイトリンク

詳細は、下記に連絡

BCAAN :
www.phsa.ca/HealthProfessionals/Autism/Autism-Assessment.htm

最寄りの MCFD オフィス :
www.mcf.gov.bc.ca/sda/contacts.htm

ACT-Autism Community Training:
www.actcommunity.ca/

自閉症スペクトラム障害の原因は？

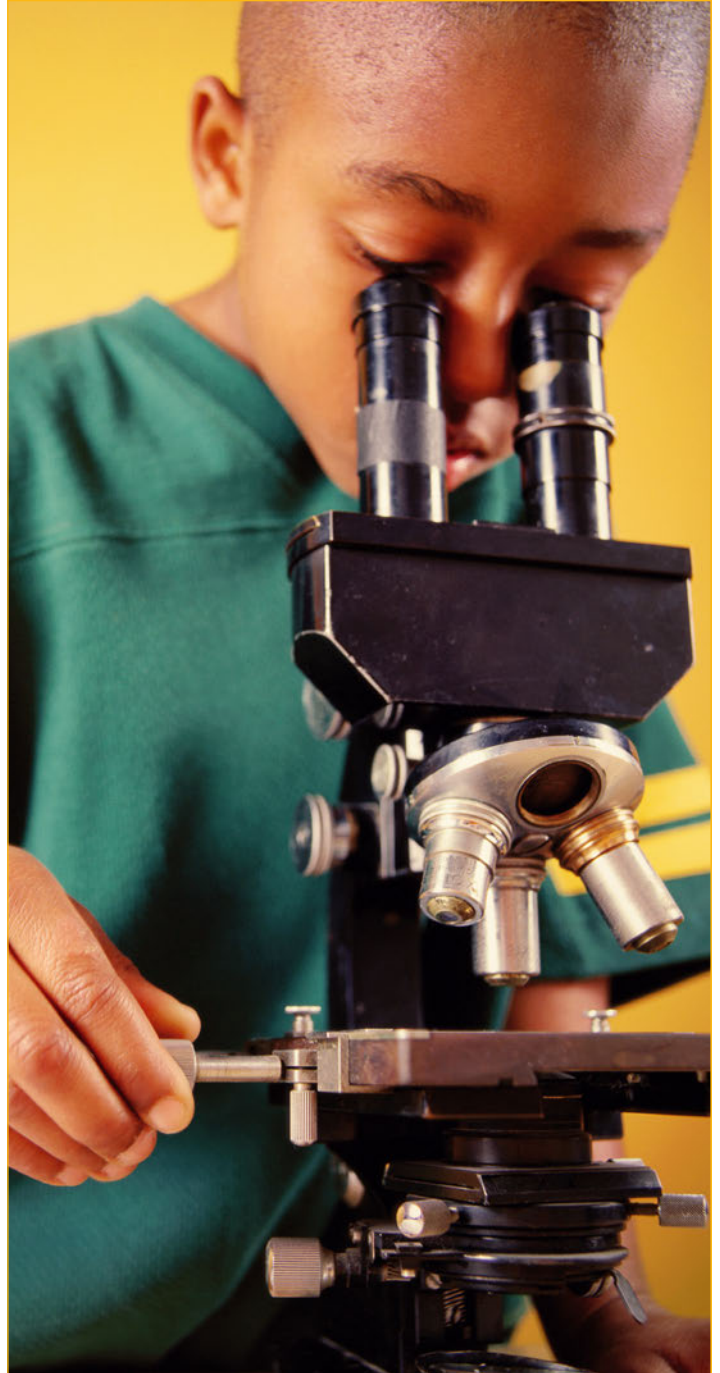
自閉症の原因については、まだほとんど知られていません。確かなのは、「親」や「子育ての方法」のせいではないこと。そして、ただ1つの要因があるわけではないことです。遺伝的な要因や環境的な要因など、可能性のある原因について、研究が行われています。

自閉症は治るのか？

自閉症を「治す」ことはできません。しかしながら、この障害の特性に対応し、当事者と家族の助けになる非常に有効な治療法や介入療法があります。ベストプラクティス（最良実施例）に基づいた早期介入治療は、スキルを伸ばし、効果的なコミュニケーションを学ばせ、家庭生活の共有、学校生活を楽しめるよう、自閉症の子供たちを支援しています。ベストプラクティスの詳細については、23 ページをご覧ください。

ウェブサイトリンク

現在の研究については、こちら
National Institute of Mental Health:
<http://www.nimh.nih.gov/health/topics/autism-spectrum-disorders-asd/index.shtml>



アセスメントと診断

ブリティッシュコロンビア州自閉症アセスメントネットワーク (BCAAN)

子供の発達に不安がある場合、診断アセスメントに申し込むため、BCAAN に紹介をしてくれるファミリードクターに相談して下さい。

BCAAN は 19 歳までの子供の診断アセスメントをおこなっています。診断は年齢に関係なく、下りる可能性があります。早ければ、2歳で診断されることも。BCAAN は居住地になるべく近いアセスメントをアレンジしてくれ、無料で受けることができます。

アセスメント終了後、自閉症スペクトラム障害かどうかの診断結果がまとめられた「BCAAN Clinical Outcomes Form = BCAAN 臨床診断結果フォーム」が渡されます。

BCAAN 以外 (民間) のアセスメント / 診断

家族は民間の医師や専門家によって行われるアセスメントを受けることもできますが、BCAAN の基準に沿ったアセスメントでなければいけません。(ウェブサイトリンクを参照)

6歳未満の場合は、多くの専門分野にわたるアセスメント、6歳以上の場合は(小児科医や児童精神科医、公認心理士といった有資格者による)臨床的アセスメントが義務付けられています。子供の年齢に関わらず、診断を目的としたすべてのアセスメントでは、訓練された専門医・専門家によって「Autism Diagnostic Observation Schedule = 自閉症診断の観察スケジュール (ADOS)」及び、「Autism Diagnostic Interview-revised = 自閉症診断インタビュー改良版 (ADI-r)」が用いられなければいけません。

資格のある専門医・専門家が、自閉症スペクトラム診断を明記した「Non-BCAAN (Private) Diagnosis of Autism Spectrum Disorder Form = 非 BCAAN (民間) 自閉症スペクトラム障害診断フォーム」を作成。家族が自閉症プログラムに申し込む前に、家族は全てのアセスメントレポートを最寄りの MCFD オフィスに提出しなければいけません。民間のアセスメント費用は、親負担となります。

他州から BC 州へ転入した場合

他州ですでに ASD との診断を受けたとしても、MCFD の自閉症プログラムに申し込む場合、BC 州の資格のある専門家(小児科、精神科医、公認心理士)に「Confirmation of Diagnosis Form = 診断確認フォーム」を作成してもらう必要があります。

他国から BC 州へ転入した場合

他国ですでに自閉症との診断を受けたとしても、MCFD の自閉症プログラムに申し込む場合、BC 州の資格のある専門家(小児科、精神科医、公認心理士)に「Confirmation of Diagnosis Form = 診断確認フォーム」を作成してもらう必要があります。

他国の診断が BC 州の基準に満たない場合は、資格のある専門家は、自閉症プログラム申込み前に、新たに BC 州内でのアセスメントを要求することがあります。

「Non-BCAAN (Private) Diagnosis of Autism Spectrum Disorder Form = 非 BCAAN (民間) 自閉症スペクトラム障害診断フォーム」と「Confirmation of Diagnosis Form = 診断確認フォーム」は、7 ページのウェブサイトリンクから、または、MCFD に連絡 (1 877-777-3530) して請求。



ウェブサイトリンク

BCAAN:
www.phsa.ca/AgenciesAndServices/Services/Autism/default.htm Standards and Guidelines for the Assessment and Diagnosis of Autism Spectrum Disorder: www.health.gov.bc.ca/library/publications/year/2003/asd_standards_0318.pdf

診断確認フォームと
非 BCAAN (民間) 自閉症スペクトラム障害診断フォーム
Confirmation of Diagnosis Form and Non-BCAAN (Private) Diagnosis of Autism Spectrum Disorder Form: www.mcf.gov.bc.ca/autism/forms.htm The Diagnostic Process in B.C.: www.actcommunity.ca/autism-manual-for-bc

子供が自閉症スペクトラム障害と診断された場合、どうしたらいいのか？

子供が自閉症であるとの診断が下りた時、家族は非常に困難で、多くのストレスを持つかもしれません。

診断後、全ての家族はそれぞれの疑問や不安を抱えます。多くの家族にとって、できるだけ自閉症について学び、他の家族や専門家と通信をとり、情報とサポートを得るのが大切です。

自閉症の子供・青年を持つ家族を支援するため、MCFD は ACT-Autism Community Training と契約を結び、BC 州の自閉症関連情報や支援サービス、自閉症児と関わる家族や専門家へのトレーニングを提供しています。ACT は、スタッフによる家族向けインフォメーションサポート窓口 (1-866-939-5188) を営業時間内に設置。ACT のウェブサイトでも、New Diagnosis Hub (新しい診断ハブ)、地元のサービスと情報を検索する Autism Information Database (AID = 自閉症情報データベース)、Autism Parent Manual for B.C (BC 州自閉症児の親のためのマニュアル)、多岐にわたるトピックの自閉症ビデオ、資格のある専門家を検索する Registry of Autism Service Providers (RASP= 自閉症サービスプロバイダーのレジストリー) (下記のウェブサイトリンクを参照) といった無料のサービスを提供しています。

BC 州のいろいろな自閉症団体に関する情報は、27 ページに記載されています。

大切なことは、家族が、「科学的根拠に基づいた介入プログラムは、自閉症の子供・青年にとって有効である」と認識することです。研究によって、科学的根拠に基づき自閉症に有効な介入治療とそのアプローチが確認され、これらはベストプラクティス (最良実施例) として知られています。ベストプラクティスの詳細については、23 ページをご覧ください。

自閉症プログラムに申請

子供が自閉症と診断され、自閉症助成金プログラムへ申込みを希望する場合、最寄りの MCFD オフィス (下記のウェブサイトリンク参照) に連絡し、助成金契約書に記入して下さい。

ウェブサイトリンク

ACT – Autism Community Training:
www.actcommunity.ca

MCFD:
www.mcf.gov.bc.ca/autism/index.htm

ACT's New Diagnosis Hub:
www.actcommunity.ca/newdiagnosishub

ACT's Autism Information Database (AID): www.actcommunity.ca/aid

ACT's Autism Manual for B.C.:
www.actcommunity.ca/autism-manual-for-bc

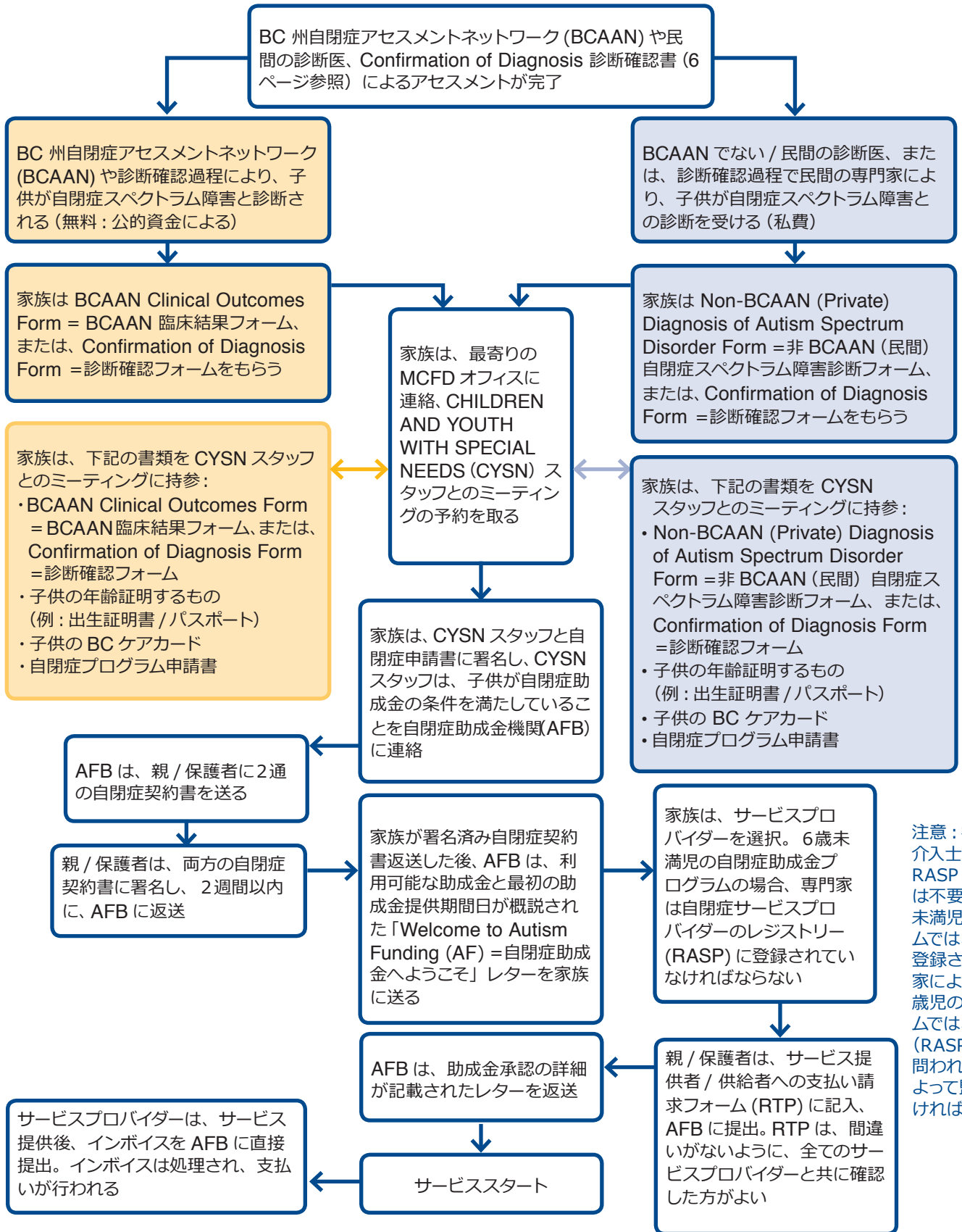
ACT Autism Videos:
www.actcommunity.ca/videos

Registry of Autism Service Providers (RASP):
www.actcommunity.ca/rasp



インボイス支払いを利用した自閉症助成金へのアクセス

(直接支払い方法については、32 ページを参照)



注意: 行動治療介入士 (BI) は、RASP への登録は不要だが、6 歳未満児のプログラムでは、RASP に登録された専門家によって、6-18 歳児のプログラムでは、専門家 (RASP の登録は問われない) によって監督されなければならない

自閉症プログラム

MCFD は、2種類の自閉症プログラムを提供しています：

- 自閉症助成金：6歳未満
- 自閉症助成金：6-18 歳

自閉症助成金：6歳未満

6歳未満の自閉症助成金の主要な目的は、子供のコミュニケーションや社会性と情緒面の発達、就学準備スキル、そして、機能的な生活スキルの発達を促進を助ける（ベストプラクティスに基づく）介入サービスを利用する家族のコスト負担を支援することです。自閉症と診断された5歳以下の子供を持つ家族は、認可された介入サービス利用費として年間最高22,000 ドルまでを支給されます。

介入プログラムは、それぞれの子供の特性やニーズを考慮した計画に基づいてなければいけません。

Behaviour Plan of Intervention (BPI = 行動介入計画) は、通常は、家族や「言語療法士、作業療法士、理学療法士」といった他の専門家からの意見を取り入れ、行動コンサルタント/アナリストが作成します。BPI は、子供が確実に進歩しているか確認するため、定期的にチェック、改訂されなければなりません。BPI の詳細は、25 ページをご覧ください。

子どもが6歳未満の場合、介入行動計画を作成し、監視する専門家（行動コンサルタント/アナリスト、言語療法士、作業療法士、理学療法士）は、自閉症サービスプロバイダーのレジストリー (RASP) から選択する必要があります。

自閉症サービスプロバイダーのレジストリー (RASP)

6歳未満児の自閉症助成金を受けている家族は、RASP から専門家のサービスプロバイダーを選択しなければなりません。RASP は、MCFD に代わり、ACT-Autism Community Training によって管理されています。RASP に登録を希望する専門家は、自身の教育と経験が MCFD によって定められた必要条件を満たしていることを提示しなければなりません。



ウェブサイトリンク

自閉症サービスプロバイダーのレジストリー (RASP) とサービスプロバイダーの選択について：

www.actcommunity.ca/rasp/

MCFD:

www.mcf.gov.bc.ca/autism/index.htm

6歳未満児の自閉症助成金は、
下記の目的のみ使うことができます：

- 自閉症サービスプロバイダーのレジストリー (RASP) に登録された「行動コンサルタント / アナリスト、言語療法士、作業療法士、理学療法士」によるサービス (下記の Autism Community Training のウェブサイトを参照)
- 行動介入士 (BI) -BI は RASP に登録された専門家によって監督されなければいけません。
- 家族の管理費 (例：毎月最高 \$100 までの会計処理 / 給与管理費に使える)
- 該当する雇用費 (例：被雇用者所得税、カナダ年金計画、雇用保険と労災補償ボードプレミアム、4%休暇手当)
- BC 州内の対象となる自閉症介入治療やトレーニング利用費、それに生じる旅費 (往復で 80km 以上)、有効的な介入治療で必要に応じて使う用具購入などに、助成金の最高 20%までを利用することができます。対象となる用具は、「Justification for Equipment/Supplies フォーム」にサービスプロバイダーが記載し請求します。(詳細は、下記のウェブサイトリンク、または、12 ページの 6 歳未満の自閉症助成金対象外の費用を参照)

親へのヒント

サービスプロバイダーの時給は、仕事関連の経費も含まれています。

BC 州内のトレーニングに参加する旅費
(往復で 80km 以上)：

- 親や BI が自閉症特定のトレーニングに参加する場合、その参加費や交通費の払い戻し、高等教育後の単位制コースの費用は、助成対象外。
- 旅費には、飛行機・バス・電車などで実際にかかった交通費、あるいは、自家用車での 1km 毎に \$0.40 の走行手当が含まれます。
- 1泊毎に、最高 \$150 までのホテル宿泊費—1室のみ対象。
- 1日毎に最 \$15 までの駐車代の払戻しが可能。
- フェリーの運賃や (高速道路などの) 通行料金も対象。
- 親のための教育書籍や DVD、ビデオ代 (自閉症関連に限定)

BC 州内の自閉症介入治療を受けるための旅費
(往復で 80km 以上)：

- 居住地域にサービスプロバイダーがいない場合、できる限り近場のサービスを受けるのに最も節約的な方法での交通費を申請できます。
- サービスプロバイダーの所まで赴くか、サービスプロバイダーに居住地域まで来てもらう選択があります。
- 旅費には、飛行機・バス・電車で実際にかかった交通費、あるいは、自家用車での 1km 毎に \$0.40 の走行手当が含まれます。
- 1泊毎に、最高 \$150 までのホテル宿泊費—1室のみ対象。
- 1日毎に \$15 までの駐車代の払戻しが可能。
- フェリーの運賃や (高速道路などの) 通行料金も対象。

介入治療に関連した備品：

子供の介入治療に関連した備品は、該当する専門家によって作成された「Justification for Equipment and Supplies (JFE) フォーム」にて請求しなければなりません。該当する専門家とは、「自閉症サービスプロバイダーのレジストリー (RASP) に登録された専門家」、または、「RASP には登録してはなくても MCFD と契約を結んでいるエージェンシー・団体・保健機関に雇用されている早期介入療法 (EIT) の専門家 (例：言語療法士、作業療法士、理学療法士) のこと。

- 承認された JFE は、子供が自閉症助成金の対象であること、また年間の助成金の 20% を越えていないことを条件に、専門家によって署名された日付から 1 年間有効。購入時のレシートに記載された日が助成金提供期間内であること。
- JFE にて申請された項目は承認されるとは限らないので、家族は、JFE が承認されるのも待ってから、購入する方がいいでしょう。対象外の項目については、払戻しはされません。
- JFE の承認を受けて購入された項目は、家族や子供のみの独占所有物になります。

ウェブサイトリンク

Justification for Equipment Form
www.mcf.gov.bc.ca/autism/forms.htm

SET-BC : www.setbc.org

ACT: www.actcommunity.ca/newdiagnosishub

家族は、他の資金源を使って購入することや借用品（ローン）を利用することも検討する必要があります。SET-BC や、アットホームプログラム、他のエージェンシーが承認する備品、または、子供のための基本的な経費と重複することは不可。SET-BC に関する詳細は、11 ページのウェブサイトリンクを参照。

コンピュータ・タッチスクリーンタブレット・スマートフォン

- コンピュータ・タッチスクリーンタブレット・スマートフォンの購入リクエストは、「自閉症サービスプロバイダーのレジストリー（RASP）に登録された専門家」、または、「RASP には登録してはいるが、MCFD と契約を結んでいるエージェンシー・団体・保健機関に雇用されている早期介入治療セラピー（EIT）の専門家が記入した「Justification for Equipment and Supplies (JFE)」フォームにて請求しなければなりません。
- 自閉症助成金は、ノートパソコン、デスクトップコンピューター、タッチスクリーンタブレット（例：iPad・iTouch・スマートフォン）のいずれかを3年毎に1台、購入するのに利用することができます。

6歳未満児の自閉症助成金対象外の費用

専門家からの推奨があっても、一部の介入治療や備品は対象外です。下記は、対象外品目の例：

- 家の修理 / 改築 / プール / ホットタブ / トランポリン / 遊具
- 家電を含めた生活日用品
- 一般のレクリエーションとスポーツ参加費
- スポーツ / フィットネス用品
- テレビ
- ビタミン剤 / 医療用品 / 医療装具
- 衣料
- 食品（ただし、セラピーで報酬として使う少量の食品は対象となることもある）
- 学校内でのみ使用するすべてのアイテム
- 月額スマートフォン利用料金とデータプラン料金



下記は、対象外サービスの例：

- 保育
 - レスパイト
 - 水泳や空手などの一般的なレクリエーションレッスン
 - 医療サービス
 - 他州でのサービス、および、それに伴う旅費
- 全ての対象外の費用がリストアップされている訳ではないので、家族は、備品の購入や、サービスを利用する前に、自閉症助成金機関（1-877-777-3530）に詳細を確認すること。

6歳未満児の自閉症介入治療プログラムセットアップ

MCFD: Ministry of Children and Family Development
www.mcf.gov.bc.ca/autism/index.htm

ACT: ACT – www.actcommunity.ca

ASD: Autism Spectrum Disorder
 自閉症スペクトラム障害 (2 ページ参照)

RASP: Registry of Autism Service Providers 自閉症サービスプロバイダーのレジストリー (10 ページ参照)

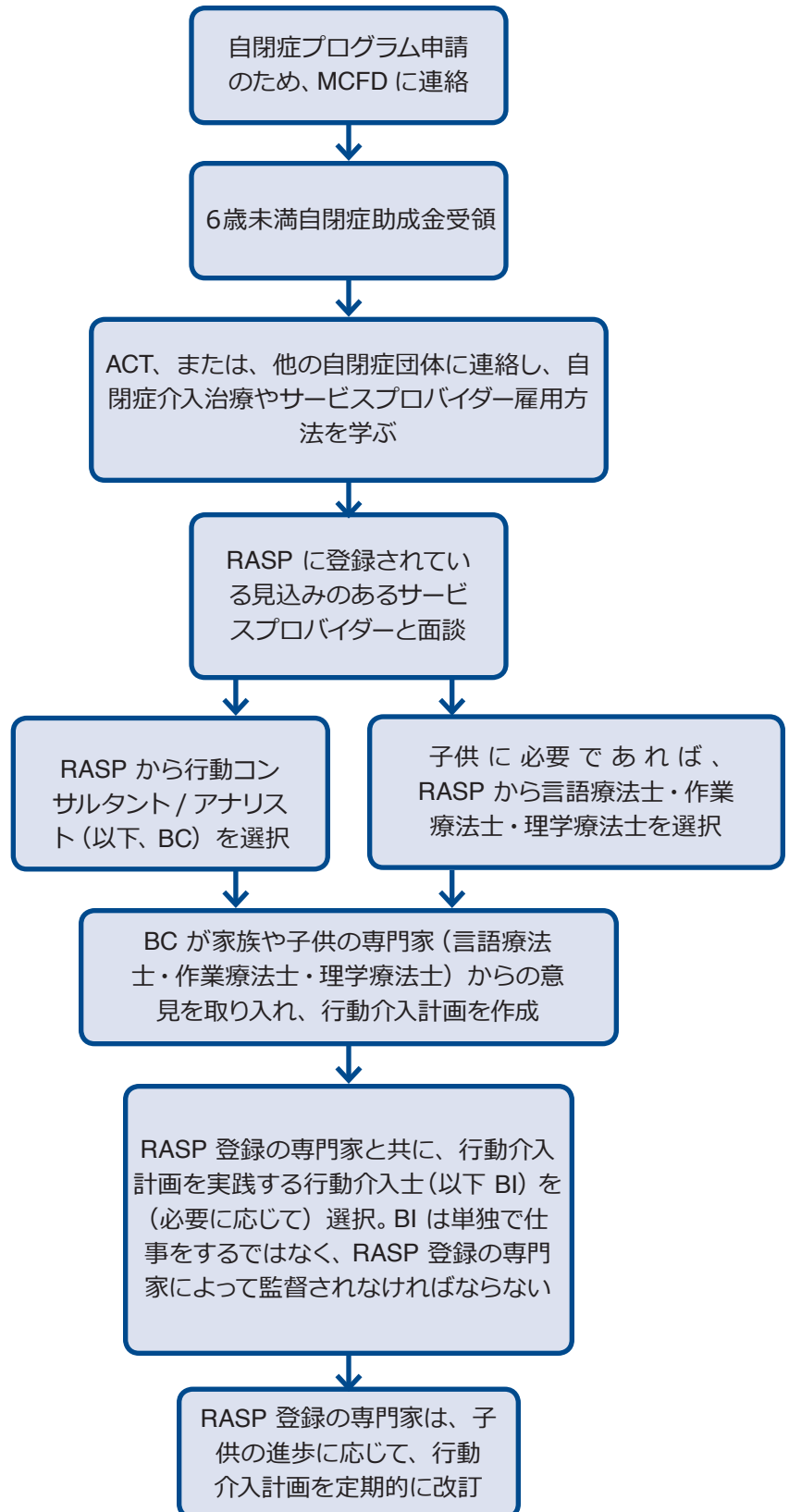
BPI: Behaviour Plan of Intervention
 行動介入計画 (25 ページ参照)

BC: Behaviour Consultant/Analyst
 行動コンサルタント/アナリスト (21 ページ参照)

SLP: Speech-Language Pathologist
 言語療法士 (21 ページ参照)

OT: Occupational Therapist
 作業療法士 (21 ページ参照)

PT: Physical Therapist
 理学療法士 (21 ページ参照)



自閉症助成金：6-18歳

6-18歳の自閉症助成金の主要な目的は、子供のコミュニケーションや社会性と情緒面の発達、就学スキル、そして、機能的な生活スキルの発達を促進するため、学校外の自閉症介入治療を利用する家族のコスト負担を支援することです。

自閉症と診断された5歳以下の子供を持つ家族は、認可された介入サービス利用費として年間最高 22,000 ドルまでを支給されます。自閉症と診断された 6-18 歳の子供を持つ家族には、学校外や教育プログラム以外の認可された介入治療サービス利用費として年間最高 6,000 ドルまでを支給されます。(ベストプラクティスについては、23 ページを参照) 年間助成金の最高 20%までは、自閉症介入治療関連のトレーニング代・交通費・備品代として利用することができます。

6-18歳児の自閉症助成金は、 下記の目的のみ使うことができます：

- 行動コンサルタント / アナリスト
- 言語療法士・作業療法士・理学療法士
- 行動介入士 (BI) (BI は上記の専門家の一人、あるいは全員によって監督されることが強く勧められています)
- 生活スキル・社会性スキルプログラム
- 学校外での学習サポート・個別指導 (通常の授業外のもの)
- 自閉症の子供たちのために特別に作られた療育的なアクティビティー・キャンプ
- 公認栄養士よっての食事に関するカウンセリング
- ファミリーカウンセリング / セラピー
- 専門家から推奨されたその他の介入治療 (該当する専門家からの Letter of Recommendation (LOR = 推薦状) が必要。また、自閉症助成金機関からの前もって承認書を得る事をお勧めします)
- 授業時間外のサービスであるかぎり、MCFD 自閉症助成金を私立学校サービスに利用可能。例えば、登校前や放課後のサポート、個人指導、セラピーサービス (スピーチセラピー・問題行動コンサルテーションなど)、通常の教育プログラム外で提供されている社会的活動の費用を MCFD 自閉症助成金でカバーできるということ
- 家族の管理費 (例：毎月最高 \$50 までの会計処理サービス、あるいは、助成期間毎に最高 \$600 までの直接支払い口座料金)
- 該当する雇用費 (例：被雇用者所得税、カナダ年金計画、雇用保険 WorkSafeBC プレミアム、4%休暇手当)
- BC 州内の対象となる自閉症介入治療やトレーニング利用費、それに生じる旅費 (往復で 80km 以上)、有

効な介入治療で必要に応じて使う用具の購入などに、助成金の最高 20%までを利用することが可能。対象となる用具は、「Justification for Equipment/Supplies フォーム」にサービスプロバイダーが記載し請求します。(詳細は、下記のウェブサイトリンク、または、15 ページの 6-18 歳の自閉症助成金対象外の費用を参照)

BC 州内のトレーニングに参加する旅費 (往復で 80km 以上)：

- 親や BI が自閉症に限定されたトレーニングに参加する場合、その参加費や交通費の払い戻し。
- 旅費には、飛行機・バス・電車で実際にかかった交通費、あるいは、自家用車での 1km 毎に \$0.40 の走行手当が含まれます。
- 1泊毎に、最高 \$150 までのホテル宿泊費—1室のみ対象。
- 1日毎に最高 \$15 までの駐車代の払戻しが可能。
- フェリーの運賃や (高速道路などの) 通行料金も対象。
- 親のための教育書籍や DVD、ビデオ代 (自閉症関連に限定)。

BC 州内の自閉症介入治療を受けるための旅費 (往復で 80km 以上)：

- 居住地域にサービスプロバイダーがない場合、できる限り近場のサービスを受けるのに最も節約的な方法での交通費を申請できます。
- サービスプロバイダーの所まで赴くか、サービスプロバイダーに居住地域まで来てもらう選択があります。
- 旅費には、飛行機・バス・電車で実際にかかった交通費、あるいは、自家用車での 1km 毎に \$0.40 の走行手当が含まれます。
- 1泊毎に、最高 \$150 までのホテル宿泊費—1室のみ対象。
- 1日毎に最高 \$15 までの駐車代の払戻しが可能。
- フェリーの運賃や (高速道路などの) 通行料金も対象。

介入治療に関連した備品：

子供の介入治療に関連した備品は、該当する下記の専門家によって作成された「Justification for Equipment and Supplies (JFE) フォーム」にて請求すること。

- 行動コンサルタント / アナリスト
- 理学療法士
- 言語療法士
- 作業療法士
- 臨床心理士
- 臨床准心理士
- 精神分析医
- 小児科医
- 神経科医
- 子供が自閉症助成金の対象であること、また年間の助成金の 20% を越えていないことを条件に、専門家によって署名された日付から 1 年間有効。購入時のレシートに記載された日付が助成金提供期間内であること。
- JFE にて申請された項目は承認されるとは限らないので、家族は、JFE から承認されるのを待ってから、購入する方がいいでしょう。対象外の項目については、払戻しはされません。
- JFE の承認を受けて購入された項目は、家族や子供のための所有物になります。

他の資金源を使って購入することや借用品（ローン）を利用することも検討するべきです。SET-BC や、アットホームプログラム、他のエージェンシーが承認する備品、または、子供のための基本的な経費と重複することは不可。SET-BC に関する詳細は、下記のウェブサイトリンクを参照。

コンピュータ・タッチスクリーンタブレット・スマートフォン

- コンピュータ・タッチスクリーンタブレット・スマートフォンの購入リクエストは、専門家が記入した「Justification for Equipment and Supplies (JFE) 」フォームにて請求すること。
- 自閉症助成金は、ノートパソコン、デスクトップコンピューター、タッチスクリーンタブレット（例：iPad・iTouch・スマートフォン）のいずれかを 3 年毎に 1 台、購入するのに利用することができます。（毎月の電話代またはデータプランは、助成金対象外）

6-18 歳児の自閉症助成金対象外の費用

専門家からの推奨があっても、一部の介入治療や備品は対象外です。下記は、対象外品目の例：

- 家の修理 / 改築 / プール / ホットタブ / トランポリン / 遊具
- 家電を含めた生活日用品
- 一般のレクリエーションとスポーツ参加費
- スポーツ / フィットネス用品
- テレビ
- ビタミン剤 / 医療用品 / 医療装具
- 衣料
- 食品（ただし、セラピーで報酬として使う少量の食品は対象となることもある）
- 学校内でのみ使用するすべてのアイテム
- 月額スマートフォン利用料金とデータプラン料金

下記は、対象外サービスの例：

- 保育
- レスパイト
- 水泳や空手などの一般的なレクリエーションレッスン
- 医療サービス
- 他州でのサービス、および、それに伴う旅費

全ての対象外の費用がリストアップされている訳ではないので、家族は、備品を購入や、サービスを利用する前に、自閉症助成金機関（1 877-777-3530）に詳細を確認すること。

ウェブサイトリンク

Justification for Equipment and Supplies Form
www.mcf.gov.bc.ca/autism/forms.htm

SET-BC : www.setbc.org

自閉症プログラムへのアクセス

(9 ページのフローチャートも参照)

ステップ1:

アセスメントが完了次第、「BCAAN Clinical Outcomes」 フォーム、または、「Non-BCAAN (Private) Diagnosis of ASD」 フォームを受取ります。フォームに自閉症の診断が特記され、自閉症プログラムに申込みを希望するならば、できる限り早く MCFD オフィスに連絡し、「Children and Youth with Special Needs (CYSN)」の担当スタッフと面談をすることが大切です。(連絡先は、26 ページの Contact Us を参照)

以下の書類が必要です。

- 自閉症の診断が特記された「BCAAN Clinical Outcomes」 フォーム、または、「Non-BCAAN (Private) Diagnosis of ASD」 フォーム (6 ページの「診断とアセスメント」欄を参照)
- 子供の年齢証明 (出生証明書など)
- 子供の BC 州ケアカード
- 自閉症プログラム申請書

民間機関でのアセスメントを受けた場合、助成がスタートする前に、アセスメントが BC 州の自閉症診断アセスメント基準とガイドラインを満たしていること、またアセスメントに Autism Diagnostic Observation Schedule (ADOS = 自閉症診断の観察スケジュール) や Autism Diagnostic Interview-revised (ADI-r = 訓練された臨床医によって改訂された自閉症診断インタビュー) が使われていることを確認するため、医師、専門家の診断書を提出しなければなりません。民間機関でのアセスメントを望む家族は、アセスメントを受ける前に、診断書を受取りにはどのくらい時間がかかるのか問い合わせることをお勧めします。

自閉症プログラムの申請書は、こちらのサイト (www.mcf.gov.bc.ca/autism/) または、CYSN スタッフからもらえます。

ステップ2:

CYSN スタッフと面談する目的は・・・

- 子供の自閉症プログラムへの申請資格について確認
- 居住地域で利用できるオプションを含め、自閉症プログラムについて説明
- MCFD を通して利用できる次のステップ・他の支援サービスについて相談 (右の「親へのヒント」を参照)

親へのヒント

MCFD がすべての必要書類を受け取った月の最初の日から、助成の対象となります。CYSN スタッフ (このページのウェブ 사이트リンクの「Contact Us」を参照) との面談前に、必要書類を地元の MCFD オフィスに郵送、または FAX するのがいいでしょう。CYSN スタッフは、書類が全て揃っているかを確認します。

親へのヒント

自閉症プログラムに加え、MCFD は特別支援が必要な子供と青年の家族にいろいろなサポートを提供しています。サポートの情報は、CYSN スタッフが説明してくれます。

ウェブサイトリンク

CYSN スタッフを検索:

www.mcf.gov.bc.ca/sda/contacts.htm

助成金オプション

インボイス支払い

インボイス支払い契約では、助成金は政府が管理する子供名義の口座に備えられ、対象の介入治療サービスを提供するサービスプロバイダーに、直接支払われます。

親は、必要なサービスやサービスプロバイダーを選び、「Request to Pay Service Providers/Suppliers」フォームにて自閉症助成金機関に連絡。(自閉症サービスプロバイダーのレジストリー (RASP) は非営利団体 ACT- Autism Community Training が管理しており、6歳未満児の親は RASP からサービスプロバイダーを選択しなければいけません) 行動介入士 (BI) は、RASP に登録されている必要はありませんが、RASP 登録の専門家によって監督されるべきです。サービスプロバイダーは、提供したサービスのインボイスを自閉症助成金機関に提出します。

MCFD は、全ての承認されたインボイスに関して、受領 30 日以内の支払いを公約していますが、殆どはもっと早く支払われます。現在、MCFD は、提供済みの認可されたサービスのインボイスをひと月に 1 度以上は提出しないよう、サービスプロバイダーに対して要求しています。先日付のサービス、または、予定はしていたものの、行われなかったサービスのインボイスについては、自閉症助成金プログラムでは賄いません。サービスプロバイダーは、支援サービスを提供後、最高 6 カ月間以内にインボイスを自閉症助成金機関に提出しなければなりません。

親は、いつでも MCFD に連絡して子供の口座の助成金残高を確認することができます。

自閉症助成金契約書は、子供の誕生月に自動的に更新されます。

雇用者/被雇用者関係が成立している場合、親は、雇用 関連費用 (被雇用者所得税金、カナダ年金計画、雇用保険と労災補償ボードプレミアムなど) を払う責任があります。MCFD は、親に代わってそれらの費用を前もって支払うことはできませんが、費用の払い戻しをすることは可能です。

直接支払い (12 歳以上の子供の場合)

直接支払い契約では、契約に署名した親 / 法的保護者 (契約署名者) に対し、子供の助成金提供期間のはじめに、助成金が直接支払われます。親は、子供のニーズに一番合った適格な介入治療サービスを選び、サービスプロバイダーに直接支払う責任があります。

各助成金提供期間の終わりに、親は、自閉症助成金の使い道を書面で説明しなければなりません。

必要な書類:

- サービス提供者を示す書類
- 明白に支払いを証明するもの(例:インボイス・レシート・自閉症機関承認レター・承認済み JFE フォーム・Accountant Confirmation Form= 会計士認証フォームなど)

会計士認証フォームは、「Certified General Accountant (CGA = 一般認定会計士), Chartered Accountant (CA = 公認会計士), Certified Management Accountant (CMA = 認定管理会計士), Chartered Professional Accountant (CPA = 公認会計士)」といった専門会計士によって作成、署名をされなければなりません。

MCFD に提出される書類は、すべて監査の対象となります。自閉症助成金が不適な自閉症サービスに利用された場合、直接支払い契約に署名した親 / 法的保護者は、その費用の返済を要求されます。最初の支払い完了から、数年間経ってから監査されることもあるので注意。親が契約義務に従わない場合は、契約は失効となり、その後、インボイス支払い方法での自閉症助成金利用は可能ですが、直接支払いの利用はできなくなります。

直接支払いの必要条件

- 自閉症と診断された子供は、12 歳以上であること。
- 直接支払い契約に署名した親 / 法的保護者（契約署名者）が、最低 2 年間（24 カ月）インボイス支払いをきちんと管理していること。
- 契約署名者が、それまですべての MCFD 自閉症助成金契約の義務に従っていること。
- 親 / 法的保護者は、現存の助成金期間が終了する、遅くとも 60 日前までに、直接支払い切り替えを希望する旨を、自閉症助成金機関に連絡すること。
- 親 / 法的保護者は、既存の「インボイス支払い」による助成金期間を完了してから、「直接支払い」による助成金期間を新たに始めることができる。
- 詳細については、「付録 5: 直接支払いによる助成金利用手順」をご覧ください。

対象となる 6 - 12 歳の兄弟姉妹

- 複数の自閉症児を持つ家族のための支払いプロセスを簡素化するため、契約署名者は、6 ~ 12 歳の兄弟姉妹にも直接支払いを適用する選択ができます。
- 兄弟姉妹の直接支払いへの切り替えは、その子供の助成金期間更新時に行うこと。
- 6 歳以下の兄弟姉妹は、直接支払いの対象にはなりません。



自閉症助成金プログラムと親の責任

自閉症助成金プログラムは、親の選択を大切に、適応力のあるサービスを提供しています。

プログラムに関連した親の責任を理解していることが大切です。インボイス支払い契約、あるいは、直接支払い契約に記載されている親の義務をよく読み、わからないことがあれば、自閉症助成金機関に問い合わせること。

親の責任とは・・・

- 助成金契約規約と現在使っているプログラムのポリシーに従って、助成金を適格な自閉症介入治療の費用に使い、それ以外の目的には使わないこと。
- サービスプロバイダーの雇用と監視。
- 全てのサービスプロバイダーが、19歳以上で、犯罪歴がないことを確認すること。
- 親とサービスプロバイダー間に雇用者 / 被雇用者関係を持つかどうか決めること。
- 関連した雇用標準に従ったり、カナダ年金計画や雇用保険と労災補償ボード WorksafeBC プレミアム、他の雇用関連費用を必要に応じて払ったりという雇用者と被雇用者の義務を守ること。

- 子供が6歳以下の場合、専門サービスプロバイダーを自閉症サービスプロバイダーのレジストリー (RASP) から選ぶこと。
- 現住所、子供のケア、養育権の変更、あるいは、助成金の必要性がなくなりそうな状況の変化があった場合、30日以内に自閉症助成金機関に連絡すること。
- 助成金期間毎に、それぞれのサービスプロバイダーに対して、Request to Pay (RTP) Service Providers/Suppliers (RTP= サービス提供者 / 供給者への支払い請求) フォームを自閉症助成金機関に提出。RTP は、助成金期間毎に提出し、サービスプロバイダーが期間内に請求できる最大金額を示すこと。(承認された旅費・トレーニング・備品の購入は払い戻しの対象になる場合もあるが、サービス自体の払い戻しはできないので注意)
- インボイスは、サービス利用や備品購入後、6か月以内に自閉症助成金機関に提出すること。(サービス利用日または備品購入日が、助成金期間内であること確認すること)
- インボイス支払い契約や直接支払い契約に記載されているその他の義務に従うこと。

ウェブサイトリンク

雇用義務を知るのに役立つウェブサイトと税金の情報：

Canada Revenue Agency
(雇用義務に特定した情報)
1 800 959-5525
www.cra-arc.gc.ca/menu-eng.html

Workers' Compensation Board - WorkSafeBC
1 888 922-2768
www.worksafebc.com/employers_and_small_business/overview/default.asp

Employment Standards Branch
Ministry of Jobs, Tourism and Skills Training
1 800 663-3316
(or Prince George 地域, 連絡先 : 250 612-4100)
www.labour.gov.bc.ca/esb/welcome.htm

注意：自閉症助成金機関は、雇用義務や税金に関して助言したり、質問にお答えすることはできません。

里親と養子・里子

里親の保護を受けている子供も、自閉症プログラムの対象となります。養子/里子に自閉症の疑いがある場合、里親支援ソーシャルワーカーに相談。自閉症関連のサービスを利用するには、里親支援ソーシャルワーカーが最寄りの MCFD に連絡して、自閉症助成金申請書を提出。CYSN スタッフが受給資格を確認し、自閉症助成金にアクセスします。養子/里子を対象とした健康支援情報は、下記のウェブサイトリンクの「Health Supports Guide ヘルスサポートガイド」を参照。

ウェブサイトリンク

自閉症助成金申請書：

www.mcf.gov.bc.ca/autism/forms.htm

Ministry of Children and Family Development:
Health Supports for Children in Care and Youth
Agreements (MCFD 里親の保護を受けている子供と
青年のヘルスサポート契約)：

www.mcf.gov.bc.ca/foster/pdf/health_supports_cic.pdf

控訴、または、苦情

自閉症助成金機関のサービスや助成金の決定に何か不安があれば、自閉症助成金機関 (1-877-777-3530) に連絡。不満が解決されない場合、自閉症助成金機関のスーパーバイザー (1-877-777-3530) に相談すること。

RASP に登録されたサービスプロバイダーに対しての不満があれば ACT- Autism Community Training (フリーダイヤル 1-866-939-5188) に連絡して、苦情を訴える手続きを確認して下さい。

守秘性とプライバシー

診断の達成、助成金受給資格の決定、サービス継続のためには、親/保護者と子供の個人情報が必要となります。全ての個人情報は、Freedom of Information and Protection of Privacy Act (FOIPPA = 情報の自由とプライバシー行為の保護法) に従って、収集、利用、開示されなければいけません。

自閉症助成金機関は、子供の契約書に関連する情報を、契約署名者 (例: 契約書に署名した親/法的保護者) のみへ開示することができます。他者にその情報を開示したい場合は、自閉症助成金機関に連絡し、Release of Information Form = 情報公開フォームをお求め下さい。

ウェブサイトリンク

Freedom of Information and Protection of Privacy Act
(情報の自由とプライバシー行為の保護法)：

www.bclaws.ca/Recon/document/ID/freeside/96165_00



親へのヒント

どういった人達が子供に関わってくるのでしょうか？
子供のニーズに応じて、セラピーチームには、下記のようなサービスプロバイダーが含まれます。

- **行動アナリスト (BA) と行動コンサルタント (BC):**
BA と BC は、子供の能力測定、その子のニーズに合った介入治療行動計画 (BPI) の作成、親と行動介入士 (BI) のトレーニング、介入治療プログラムの監督を常時行います。介入治療プログラムは、言語行動や社会性スキル、日常生活スキル、問題行動などの広い分野をカバーしています。BC 州自閉症サービス プロバイダーのレジストリー (RASP) に登録された BA と BC は、応用行動分析 (ABA)・自閉症の分野での必要な教育を受け経験を積んでいます。BC と BA の違いとは、BA (行動アナリスト) は、「行動分析士認定協会 Behaviour Analyst Certification Board (BACB)」より「行動分析士 Board Certified Behaviour Analyst (BCBA)」として認定されていること。BA と BC は、「機能的行動アセスメント Functional Behavior Assessments (FBAs)」を行ったり、必要に応じて、問題行動に対処するサポートプランを作成したりします。
- **言語療法士 (SLP):**
S-LP は、コミュニケーションに問題を持っている人達を助ける、公認専門家です。コミュニケーションとは、発音能力、言語理解・表出力、読み書き、表情や身ぶりの理解・表現、および代替コミュニケーション (AAC) の使用を含みます。S-LP は、コミュニケーション能力のアセスメント、診断、コンサルティング、治療をおこないます。さらに、S-LP は、飲食、嚥下など口腔運動スキルに関する専門知識も持っています。
- **作業療法士 (OT):**
OT は、個人の健康的な生活の促進を助ける、公認専門家です。作業療法の主な目的は、個人の能力を強化したり、環境を改善したりして、日常生活のあらゆる活動に参加できるようにサポートすること。OT は、「遊び・服の着脱・摂食・就学準備・書き方・キーボードの使用・社会性スキル・状況に対応する能力・就職」などの機能的な生活の分野でのアセスメントや診断、コンサルティング、治療を提供。そういったスキルの欠如に関連していると思われる、運動、知覚、社会性、及び、感覚機能の障害を調べ、治療します。

- **理学療法士 (PT):**

PT は、人間の動作と機能の仕組みに関連しセラピーを提供する公認専門家です。PT の主な目的は、「最適な運動性・身体活動・全体的な健康」の促進、「急性・慢性疾患、活動の制限、参加の制限」の管理、「機能的な自立と身体能力」の改善と維持によって、生活の質をより良くしていくことです。PT は、診断と能力測定に基づいて、予防的または治療的な介入を構成、提供します。

- **行動介入士 (BI):**

BI は、「専門家の助手」として、常時、行動アナリスト / コンサルタント、言語療法士、作業療法士などの監督下で働きます。BI の主な任務は、監督する専門家が作成した介入治療計画 (例:BPI) を実行すること。データの収集、簡単なアセスメントも行うこともあります。介入治療計画を単独で作成したり、調整したりすることは BI の資格外です。BI の仕事は、個々のトレーニングと経験、能力に基づいて決められ、BI の任務においては、監督する専門家が最終的な責任を持っています。

専門家を雇用する際、適切な資格や訓練、経験があり、子供と家族のニーズと長所に合った治療を提供してくれる人を選ぶこと。

子供に関わるチームメンバーそれぞれが何を行い、親と子供に対してどれだけの時間を費やし、サービス料金はどれくらいか・・・を把握しておくこと。雇用する専門家と書契約書、または、同意書を作成すること。契約書の作成や専門家の選択に関する情報は、ACT (Autism Community Training) をご覧下さい。

ウェブサイトリンク

子供のセラピーチームに含まれがちな専門家については、下記のサイトから:

行動アナリスト Behaviour Analyst:

<http://www.bacb.com/index.php?page=4>

<https://bcaba.org/>

言語療法士 Speech-Language Pathologist:

<http://www.cshhpbcc.org/>

<http://www.bcaslpa.ca/>

作業療法士 Occupational Therapist:

<http://www.cotbc.org/>

<http://www.caot.ca/default.asp?pageid=4125>

理学療法士 Physical Therapist:

<http://cptbc.org/>

<http://bcphysio.org/>

サービス料金はどれくらいかかるの？

下の黄色のボックスは、親とサービスプロバイダーが雇用費用について交渉する目安として、役に立つガイドラインです。このガイドラインは、サービスプロバイダーと相談し、また、各専門職協会既存のガイドラインを再確認した上で作成されました。料金は、多くの要因によって異なってはくるものの、サービスプロバイダーの資格・学歴・経験の豊富さに比例しているといえます。

雇用費用ガイドライン

BC: 時給 \$70 - \$110
(公認心理士: 時給最高 \$160)

OT: 時給 \$90 - \$120

SLP: 時給 \$105 - \$130

PT: 一回の訪問毎に \$75 - \$85

BI: 時給 \$10 - \$40
(通常 \$15 - \$20)

実際のサービスプロバイダーの料金はこのガイドラインとは異なる場合があります



子供が最良な治療介入を受けているか・・は、どのようにわかりますか？

MCFD は、6 歳以下の子供の介入治療とその専用プログラムを「ベストプラクティス（最良実施例）」に則って行うよう義務付けています。「ベストプラクティス」とは、研究で裏付けされた症例があり、その効力が証明された介入治療とアプローチのこと。6歳以上の子供の場合であっても、この「ベストプラクティス」を用いることが強く推奨されています。

自閉症介入治療「ベストプラクティス」

- 多くの専門領域に重点をおいた個別行動介入計画の作成。「学業・コミュニケーション・社会性 / 遊びのスキル・感情 / 自己規制・運動 / 感覚機能・自立 / 生活スキル」を重視したカリキュラムを基に作成。
- 年間を通じての、自宅や幼稚園 / 学校、様々なコミュニティでの（少なくとも最初の段階では）集中的な個人指導。
- プログラムは、自閉症分野での十分な訓練を受け、資格と経験のある専門家によって作成されること。
- プログラムの計画は、子供の継続的な進歩を確実にするため、専門家によって定期的に監視、評価されること。進歩が見られないのであれば、プログラム計画を調整すること。
- 子供がキチンと取り組んでくれるよう、子供の意欲を高めるような教材やアクティビティーを用いること。（例：何が一人一人の子どもをやる気にさせるのかを理解し、それらの動機付けを使うことによって、新しいポジティブな行動の習得を助ける）
- 子供が新しい望ましい行動を学びやすくするため、環境の見直しとビジュアルサポート（視覚的支援）の使用を考える。（例：子供を取り巻く環境の混乱要素を削除、或いは、ビジュアルスケジュールや選択ボード、AAC（代替コミュニケーション）装置などを使用）
- プログラムの目的によって確実に子供の生活の質が改善するよう、親・家族・介護者は、プログラム計画段階から積極的に参加すること。
- できる限り介入治療に携われるよう、親・家族・介護者は、介入方法のトレーニングを受けること。
- 子供の生活は、十分予想可能で、習慣性があること。
- 介入治療は、応用行動分析（ABA）の原則に基づいた支援的で構造化された指導方法（ABA- 詳細は 24 ページを参照）を中心に行うべきであり、新しいスキルを子どもが習得し、そのスキルを日常的に使い、維持できるように、多様な手段が組み込まれていること。

- 介入治療は、「構造化された設定」と「より自然な環境」の両方で行われること。
- 問題行動は、プラス思考的行動支援（PBS）の方法を使って取り組むこと。（PBS: 24 ページの定義を参照）
- 様々な経歴がある専門家（例：行動アナリスト / コンサルタント・言語療法士・作業療法士・理学療法士・医療従事者など）は、一体となって、家族と協力しながら、積極的に治療に取り組むこと。
- 介入治療では、子供が同じ年齢の健常児と交流する機会を定期的に持つこと。
- 保育園から幼稚園、中学から高校、高校から成人期など、移行期間には慎重な計画を立てること。
- 青年を対象としたプログラムでは、生活の質（例：雇用・レクリエーション・趣味・ソーシャルネットワークなど）を改善するスキルを伸ばす機会を取り入れること。
- 行動介入士（BI）は、資格のある専門家によって常時指導とトレーニングを受けること。
- 子供の進歩は、専門家、あるいは、専門家のチームによって継続的に監視、測定されること。

ベストプラクティスについては、下記のサイトから：
The US National Standards Project アメリカ国家基準プロジェクト：<http://www.nationalautismcenter.org/nsp/>

The US National Professional Development Center on ASD アメリカ国家自閉症スペクトラム障害専門開発センター：
<http://autismpdc.fpg.unc.edu>

The US Agency for Healthcare Research and Quality
アメリカ医療研究・品質調査機構：<http://www.ahrq.gov>

The UK National Institute for Health and Care
Excellence イギリス国立健康ケア向上研究所：
<http://publications.nice.org.uk/autism-cg170/introduction>

National Research Council (2001) 国立研究委員会 (2001). Educating Children with Autism 自閉症の子供の教育. Committee on Educational Interventions for Children with Autism, Division of Behavioral and Social Sciences and Education 自閉症の子供への教育的介入、行動および社会科学・教育部門. ワシントン (DC): National Academy Press 国立アカデミー出版社.

子供の介入治療を選ぶ際、「子供にとっての優先事項と懸念箇所は何か?」を問い、可能性のあるサービスプロバイダーに下記の質問をして下さい。

- この介入治療は効果的であると実証されているのか?されているとしたら、どのような研究があるのか?
- この介入治療は、どのように子供の機能向上に役立つのか?
- 子供の進歩はどのように測定・評価されるのか?
- 進歩の測定方法は?測定の頻度は?
- 子供の進歩によって、どのように治療プログラムは調整されていくのか?

Jack, M., Ady 著「A Guide to Choosing Interventions for Children with Autism Spectrum Disorders. Alberta Centre For Child, Family & Community Research, 2006」より引用

ウェブサイトリンク

ACT: www.actcommunity.ca/newdiagnosisishub

Autism Support Network:
<http://autismsupportbc.ca/>

治療法の定義

一般的に自閉症の治療は、「応用行動分析的アプローチ」(応用行動分析とプラス思考的行動支援(PBS)を含む)、「発達の・社会/対人関係的アプローチ」、「包括的な自然発達行動介入(NDBIs)」(上記2つのモデルを組み合わされたアプローチ)の3つの包括的なモデルに分類されます。

応用行動分析(ABA): 応用行動分析(ABA)は、人間行動の科学です。綿密な計画によって実施される介入治療で、社会的に重要な行動の改善を目指し、介入治療による問題行動の改善を図ります。ABAは、学習理論の原則に基づいています。例えば、望ましい行動を増やし、学んだ行動を一般化し、望ましくない行動を減らすよう、「強化」などのテクニックが使われます。ABAの根本的な特徴は、プログラムと介入治療の成果が学習者(子供)にとっての有意義なものであることに重点をおいていることです。ABA理論に基づく介入治療には、「形成・行動連鎖・不連続試行(Discrete Trial Training)」などの、多くのさまざまな指導方法が用いられています。ABAの理論に基づく介入治療については、下記のウェブサイトリンクをご覧ください。

Jack, M., Ady 著「A Guide to Choosing Interventions for Children with Autism Spectrum Disorders. Alberta Centre For Child, Family & Community Research, 2006」より引用 http://www.centerforautism.com/aba_therapy.aspx

プラス思考的行動支援(PBS): プラス思考的行動支援(PBS)は、研究に基づく一連の療育法で、子供に新しいスキルを教え、環境を変えることによって、生活の質を高め、問題行動を減らすのに使われます。訓練を受けた様々なサービスプロバイダーに用いられています。社会学や行動学、生物医学から情報を取り入れ適用することによって、問題行動を軽減し、生活の質を向上させます。一般的に、PBSは、先行的かつ教育的、「強化」手段を用いた介入治療を様々な状況に適用し、行動の改善を支援します。そうすることで、子供の行動が、自然環境において、有意義で長期にわたり持続することを目指します。PBSの詳細については、<http://www.apbs.org/> をご覧ください。

発達の・社会/対人関係的(DSP)アプローチは、典型的な発達の原理や、子供が自然に人との交流を学ぶ原理に基づいています。子供の積極的で自発的なコミュニケーション、そして子供の関心や意欲に沿って教えることに重点をおいています。DSPの目的は、子供がポジティブで有意義な対人関係を築く能力を伸ばすことです。

- DSPアプローチは、子供の発達の順序に従って、機能的なスキルを指導することを強調しています。大人が子供の興味に対応する子供中心のアプローチであり、自然な社会的習慣の中で指導をおこない、1週間あたりの治療時間数ではなく、子供の「活発な参加度」によってプログラムの「強度」が定義されます。
- 有名なDSPアプローチの例としては、「Floortime/Developmental Individual-difference Relationship-based(DIR)=フロアタイム/発達段階と個人差を考慮に入れ、対人関係を中心にしたアプローチ」、「Relationship Development Intervention(RDI)=対人関係発達療法」、「Social, communication, Emotional Regulation and Transactional Support(SCERTS)=社会コミュニケーション・感情規制・対人/交流支援(SCERTSモデル)」、「HanenプログラムのMore Than Words」などがあります。

包括的アプローチ(自然発達行動介入(NDBIs)としても知られる)は、ABAとDSP介入モデルの最大長所を組み合わせた治療法です。これらの治療モデルは、スキル習得には応用行動分析に根ざした行動教育法を使い、それらのスキルの一般化と自発化を促すためにはDSPの療育法を使います。NDBIは、その子の発達段階に合ったスキルを重視し、主導権は大人と子供の間でシェアします。

- 有名なNDBIの例としては、「Early Start Denver model(ESDM)=早期支援デンバー法」、「Pivotal Response Training(PRT)=機軸反応訓練」、「Natural Language Teaching=自然言語教育」、「TEACCH」などがあります。

介入治療の行動計画 (BPI) とは？

介入の行動計画 (BPI) とは、介入が必要な領域を突きとめ、その子独自の目標を明確にした個別プログラムです。多くの場合、行動アナリスト / 行動コンサルタントが、家族とのコラボレーションで作成しますが、子供のサポートチームの他の専門家 (例：言語療法士・作業療法士) からの意見も取り入れるべきです。

子供に関わるすべての専門家が、介入計画を作成することが勧められています。その介入計画には、具体的な目標、その目標を達成するための手段、目標の定期的な見直しと改訂のプロセスが説明されていること。

BPI は、その子に適した効果的な介入を明確にします。また、BPI は、「子供の今現在の能力」をベースライン (基準値) として見極め、「どこを目指のか」を考えます。さらに、介入の進行概要を説明し、計画の定期的な見直し、進歩を測定する機会を提供するロードマップの役割をします。親が計画の企画や見直しに参加すること、また、介入治療が定期的に見直されている計画に従って進められていることが重要です。

介入治療の行動計画 (BPI) は・・・

- ベストプラクティスに基づいて作成されること。
- 発達に関連した全ての分野 (学業・コミュニケーション、社会的スキル / 遊びのスキル、運動 / 感覚機能・自立 / 生活スキル) に応じた包括的な目標を明確にした発達カリキュラムに基づいていること。
- 包括的な目標の中から具体的な目標を明確にすること。
- 必要に応じて、チーム内の専門家からの意見を取り入れること。
- それぞれの目標を達成するための教育方法・手段を決めること。
- 子供の進捗状況を監視するため、継続的なデータ収集を行い、そのデータに基づいて子供のプログラムを調整すること。
- 問題行動に対して機能的なアプローチを用いること。
- 各チームメンバーの連絡先や責任を明確に記し、コラボレーション、コミュニケーション、説明責任がうまくいくようにする。
- 子供それぞれのニーズに基づいて、計画の定期的な見直しと改訂をする日付を記載すること。(例：子供によっては、毎月の見直しが必要なこともある)
- 子供が学んだスキルをさまざまな環境で応用し、維持できるような教育手段を用い、その手段が定期的に監視、改訂されていること。

介入治療行動計画 (BPI) の見本は、28 ページをご覧ください。



お問合せ

下記の機関は、親を支援し、正確かつ有益な情報を提供しています。

自閉症助成金機関 (Autism Funding Branch)

この機関は、助成金契約書の処理、家族やサービスプロバイダーへの支払い、および金銭的な仲裁をしています。

一般的な問合せ、助成金契約書に関する親の責任についての質問は下記まで：

ビクトリア：	250-387-3530
フリーダイヤル：	1-877-777-3530 (通訳サービス有)
FAX：	250-356-8578
Web：	www.mcf.gov.bc.ca/autism/index.htm
E-mail：	MCF.AutismFundingUnit@gov.bc.ca
郵送先：	Autism Funding Branch P.O. Box 9776 Victoria, B.C. V8W 9S5

サービス BC (Service BC)

Service BC は、全ての州政府プログラムとサービスに関する情報と照会サービス、地元の政府機関の連絡先情報を提供しています。

ビクトリア：	250-387-6121
バンクーバー：	604-660-2421
BC 州その他の地域：	1-800-663-7867



付録1 : BC 州のサービスと自閉症団体

ACT – Autism Community Training Society

MCFD が資金供給している非営利団体。BC 州での広範囲な自閉症サービスに関する情報や資料、トレーニングを提供。自閉症サービスプロバイダーのレジストリー (RASP) の管理もしている。

Tel: 604-205-5467

フリーダイヤル: 1-866-939-5188

E-mail: info@actcommunity.ca

Web: www.actcommunity.ca

The Autism Society of BC

自閉症をもった子供の親たちが管理、運営している団体で、BC 州とユーコン州の自閉症スペクトラム障害者とその家族のサポートを提供している。

Tel: 604-434-0880,

フリーダイヤル: 1-888-437-0880

E-mail: administrator@autismbc.ca

Web: www.autismbc.ca

BC Autism Assessment Network (BCAAN) – Provincial Health Services Authority

自閉症の疑いのある子供のアセスメント / 診断に関する情報を提供。

Tel: 604-453-8343

E-mail: autism@phsa.ca

Web:

www.phsa.ca/AgenciesAndServices/Services/Autism/default.htm

Canada Revenue Agency

個人所得税に関する問い合わせ。また障害者に関するトピックやサービスの情報を提供。

フリーダイヤル: 1-800-959-8281

Web: www.cra-arc.gc.ca/disability

Ministry of Children and Family Development

MCFD は、発達障害を持つ子供・青年・成人、自閉症と診断された子供・青年、また、At Home プログラム対象者（重度障害児）のためのサービスや計画の支援をおこなっている。

Web: www.mcf.gov.bc.ca/autism/index.htm

Families for Early Autism Treatment of British Columbia (FEAT of BC)

親と自閉症関係の専門家で成り立つ非営利ボランティア団体。誰もが有効な自閉症治療にアクセスできるように働きかけている。

E-mail: info@featbc.org

Web: www.featbc.org

Autism Support Network

自閉症スペクトラム障害者の可能性を最大限に引き出すため、誰もが安心して参加できるような支援的なコミュニティを目指した親の団体。

Web: www.autismsupport.ca

Family Support Institute

家族やコミュニティを支援する情報、トレーニング、州全体のネットワークを提供する、家族のための団体。

Tel: 604-540-8374

E-mail: fsi@bcacl.org

Web: www.familysupportbc.com

Ministry of Children and Family Development Children and Youth with Special Needs

自閉症助成金やプログラムに関する情報はこちら:

www.mcf.gov.bc.ca/autism/index.htm

特別支援を必要とする子供や青年を対象としたその他のプログラムに関する情報はこちら:

www.mcf.gov.bc.ca/spec_needs/index.htm

Ministry of Education Special Education: Autism

特殊教育プログラムと自閉症への取り組みに関する情報はこちら: www.bced.gov.bc.ca/specialed/sped_res_docs.htm

Ministry of Health Services

根拠に基づく報告書: Standards and Guidelines for Assessment and Diagnoses of Young Children with Autism Spectrum Disorder in B.C. (BC 州の自閉症スペクトラム障害を持つ子供のアセスメントと診断基準・ガイドライン) を参照。

Tel: 250-952-1742, Toll-Free: 1-800-465-4911

Web: www.health.gov.bc.ca/library/publications/year/2003/asd_standards_0318.pdf

Provincial Outreach Program for Autism and Related Disorders (POPARD)

自閉症に関する情報や、BC 州の学校制度で利用できるその他の資料を、教師や親、BI、支援助手などに提供する教育機関。

Web: www.autismoutreach.ca

Special Education Technology - BC (SET-BC)

学校で使用する支援技術の器具やトレーニングを提供。

Tel: 604-261-9450

Web: www.setbc.org

付録 2 : 介入治療の行動計画

Name of child 子供の名前 :		Child's date of birth 子供の生年月日 :
Name of parent(s)/guardian(s) 親 / 保護者名 :	Today's date 今日の日付 :	Date to review/ update plan: 計画の見直し / 改訂日 :

子供のプログラムに関与する専門家

<i>some examples</i> 例	Name 氏名	Role & Responsibilities 役割&責任	Contact information 連絡先
<i>Behaviour analyst/consultant</i> 行動アナリスト / コンサルタント			
<i>Occupational therapist</i> 作業療法士			
<i>Physiotherapist</i> 理学療法士			
<i>Speech language pathologist</i> 言語療法士			
<i>Supported Child Development Consultant</i> 児童発育コンサルタント			
<i>Supported Child Development worker</i> 児童発育ワーカー			
<i>Preschool/daycare supervisor</i> 保育園 / 保育所スーパーバイザー			
<i>Behaviour interventionist(s)</i> 行動介入士			
<i>Other</i> その他			

Family Goals 家族の目標 :

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

5. _____

下記は、介入治療の行動計画に記述すべき分野のリストです。家族や介入チームのメンバーである専門家たちが協力して、各分野の目標 / 目的・指導方法・測定可能な成果 / 達成基準を明確にし、各目的が、どの「家族の目標」に対応しているのかを確認します。

Examples of Domains 分野の例	Specific Goals/ Objectives 目標 / 目的	Teaching Procedures 指導手順	Measurable Outcomes/ Mastery Criterion 測定可能な成果 / 達成基準	Family Goal 家族の目標
<i>Social skills</i> 社会性スキル				
<i>Play skills</i> 遊びのスキル				
<i>Communication</i> コミュニケーション				
<i>Emotional functioning/ Self regulation</i> 情緒的機能 / 自主規制				
<i>Academics/ cognition</i> 学業 / 認識力				
<i>Fine & gross motor/ sensory functioning</i> 微細&粗大運動 / 感覚機能				
<i>Life skills</i> 生活スキル				

Professional's Name (please print)

専門家の氏名 (活字体で記入)

Signature of Professional (In signing I confirm that I have assessed the child's skill level and will monitor and supervise the implementation of his/her program)

専門家の署名 (署名により、私は、子供のスキル・能力の評価を行ったうえで、その子供のプログラムを監視・監督することを承認します)

Parent (please print)

親の氏名 (活字体で記入)

Signature of parent (In signing I agree the behaviour plan of intervention addresses my family's and child's needs)

親の署名 (署名により、私は、介入治療の行動計画が、家族と子供のニーズに対応していることに同意します)

付録 3 : 自閉症助成金 – 対象となる経費の概要

自閉症助成金 : 6歳未満 下記についてのみ利用

- 自閉症サービスプロバイダーのレジストリー (RASP) に登録された「行動コンサルタント/アナリスト、言語療法士、作業療法士、理学療法士」のサービス
- 行動介入士 (BI) – (BI は、RASP に登録された専門家によって監督されることが強く勧められています。)
- 家族の管理費 (例 : 毎月最高 \$100 までの会計処理 / 給与管理費)
- 該当する雇用費 (例 : 被雇用者所得税、カナダ年金計画、雇用保険と労災補償ボードプレミアム、4% 休暇手当)

自閉症助成金 : 6-18歳 下記についてのみ利用

- 行動コンサルタント / アナリスト
- 言語療法士・作業療法士・理学療法士
- 行動介入士 (BI) (BI は上記の専門家の一人、あるいは全員によって監督されることをお勧めします)
- 生活スキル・社会性スキルプログラム
- 学校外での学習サポート・個別指導 (通常の授業外のもの)
- 自閉症の子供たちのために特別に作られた療育的なアクティビティ・キャンプ
- 公認栄養士によつての食事カウンセリング
- ファミリーカウンセリング / セラピー
- 自閉症の専門家が推奨するその他の介入治療 (該当する専門家からの Letter of Recommendation (LOR = 推薦状) が必要。自閉症助成金機関からの承認書を前もって得る事をお勧めします)
- 授業時間外のサービスであるかぎり、MCFD 自閉症助成金を私立学校でのサービスに利用可能。例えば、登校前や放課後のサポート、個人指導、セラピーサービス (スピーチセラピー・問題行動コンサルテーションなど)、通常の教育プログラム外で提供されている社会的活動の費用を MCFD 自閉症助成金でカバーできるということ。
- 家族の管理費 (例 : 毎月最高 \$50 までの会計処理サービス、あるいは、助成期間毎に最高 \$600 までの直接支払い口座料金)

- 該当する雇用費 (例 : 被雇用者所得税、カナダ年金計画、雇用保険 WorkSafeBC プレミアム、4% 休暇手当)

自閉症助成金には2種類 (6才未満児対象と、6-18歳児対象) ありますが、そのどちらでも、最高20%まで下記について利用可能

- BC 州内でのトレーニング参加費
- BC 州内の介入治療、あるいは、トレーニングに参加する旅費 (往復で 80km 以上)
- 有効な介入治療に必要な用具の購入。対象となる用具は「Justification for Equipment/Supplies (JFE) フォーム」に専門家が記載し、請求します。

コンピューター / タッチスクリーンタブレット

- コンピューター・タッチスクリーンタブレット・スマートフォンの購入リクエストは、専門家が記入した「Justification for Equipment and Supplies (JFE)」フォームにて請求すること。
- 自閉症助成金は、ノートパソコン、デスクトップコンピューター、タッチスクリーンタブレット (例 : iPad・iTouch) のいずれかを 3 年毎に 1 台、購入するのに利用することができます。

注意 : 6 歳未満児の自閉症助成金プログラムでは、Justification for Equipment and Supplies (JFE) フォームを作成できる専門家は、「自閉症サービスプロバイダーのレジストリー (RASP) に登録された専門家」、または、「RASP には登録してはなくても、MCFD と契約を結んでいるエージェンシー・団体・保健機関に雇用されている早期介入療法 (EIT) の専門家」と、定義されています。6-18 歳の自閉症助成金プログラムでの専門家とは、「行動コンサルタント、理学療法士、言語療法士、小児科医、精神科医、公認臨床心理士、公認臨床准心理士、神経科医、または、作業療法士」のこと。

詳細は、1-877-777-3530 に連絡して下さい。

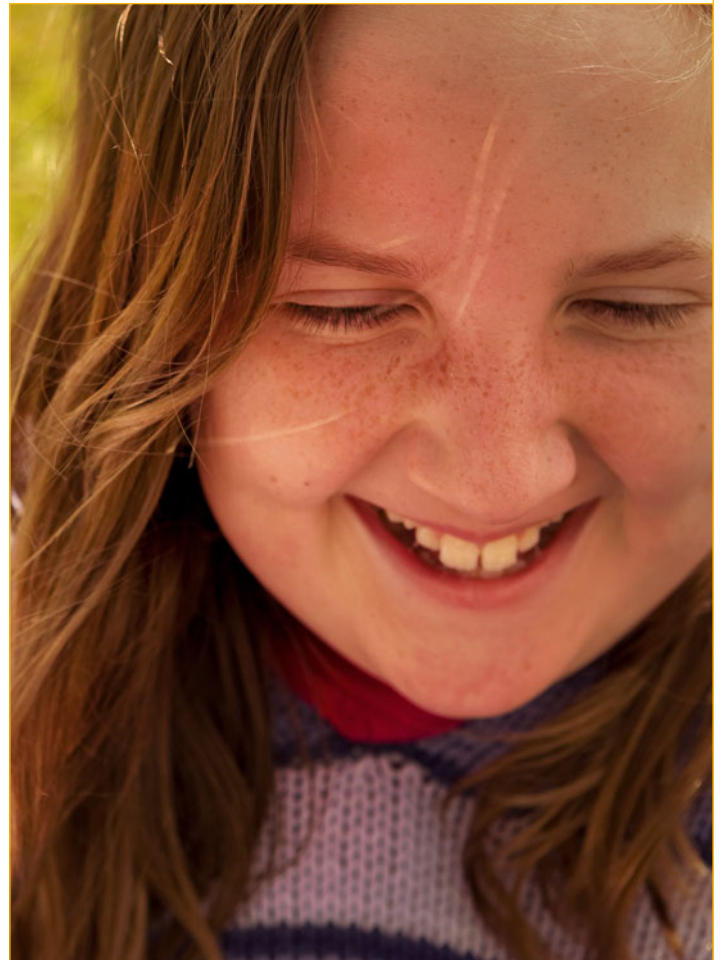
付録 4 : 自閉症助成金 – 対象外費用の概要

注意： 専門家からの推奨があても、一部の介入治療や備品は対象外です。下記は、対象外品目の例：

- 家の修理 / 改築 / プール / ホットタブ / トランポリン / 遊具
- 家電を含めた生活日用品
- 一般のレクリエーションとスポーツ参加費
- スポーツ / フィットネス用品
- テレビ
- ビタミン剤 / 医療用品 / 医療装具
- 衣料
- 食品（ただし、セラピーで報酬として使う少量の食品は対象となることもある）
- 学校内でのみ使用するすべてのアイテム
- 月額スマートフォン利用料金とデータプラン料金

下記は、対象外サービスの例：

- 保育
 - レスパイト
 - 一般的なレクリエーションレッスン
 - 医療サービス
 - 他州でのサービス、および、それに関連した旅費
- 全ての対象外の費用がリストアップされている訳ではないので、家族は、備品を購入したり、サービスを利用したりする前に、自閉症助成金機関 (1-877-777-3530) に詳細を確認すること。**



付録 5 : 直接支払いを利用した助成金アクセス方法

1. 現在の助成金期間の最終日の 60 日前までに、親 / 法的保護者 (または『契約署名者』) は自閉症助成金機関 (Autism Funding Branch =以下 AFB) に連絡し (フリーダイヤル 1-877-777-3530) インボイス支払いから直接支払いへの変更を希望する旨を報告。
2. AFB は変更リクエストを審査し、直接支払いによる助成金受領資格の有無を契約署名者に通知します。
3. AFB は、案内書・口座振込申請書・直接支払い契約書を有資格と見なされた契約署名者に送ります。
4. 受領後、契約署名者は、直接支払い契約書に署名し、新しい助成金開始日の 30 日前までに AFB に返送。
5. 支払いは、契約署名者に口座振込されることになっているので、直接支払い契約書を AFB に返送する際、申請書に振込口座情報を記入すること。口座振込申請書は、
www.sbr.gov.bc.ca/documents_library/forms/0312FILL.pdf から入手可能。
6. AFB が署名済みの直接支払い契約書を受取ると、承認処理へ。承認されると、最初の助成金期間開始と同時に、6,000 ドルが契約署名者に支払われます。助成金は、通常の銀行口座とは別の直接支払い自閉症助成金のみを入出金する専用口座に預けられなくてはなりません。
7. 対象となる「自閉症の介入治療サービス・交通費・トレーニング代・用具や備品」の支払いや、「専門家サービスプロバイダー、及び、業者」への支払いは、契約署名者の責任です。
8. 次年以降も自閉症助成金直接支払いを継続する場合、契約署名者は、自閉症助成金直接支払い期間終了の 60 日以内に、会計士確認フォームや補足書類 (例 : 詳細が記載されたオリジナルの請求書・レシート・自閉症助成金の残高が記してある銀行取引明細書・自閉症助成金機関承認書など) を提出しなければなりません。この書類は、「どのサービスとサポートが利用され、支払いがされたのか」を確認するものです。
9. 使われなかった助成金は、会計士確認フォームの専用箇所に明記すること。
10. 助成金期間終了時に、次の助成金期間の自閉症介入治療費として、1500 ドルが前払いされます。
11. 助成金期間終了時に使われなかった助成金は、新しい助成金の合計額 6000 ドルの一部とみなされます。
12. 直接支払い契約書が有効である限り、必要書類が AFB に受理、承認され次第、新しい助成金期間での残りの助成金が支払われます。個々の助成金期間内の助成金が、合計 6000 ドルを超えることはありません。
13. 契約署名者が、会計士確認フォームと、助成金期間内に受領した 6000 ドルの自閉症助成金の使い道を明記した補足書類を提出しない場合は、直接支払い方法による助成金受取りは無効になります。以後の助成金受領は、インボイス支払いでのみとなります。
14. MCFD に提出される全ての書類は、監査の対象となります。対象外の用具や備品、支援、またはサービスに自閉症助成金を利用した事が発覚した場合、直接支払い契約に署名した親 / 法的保護者は、MCFD にその相当額を返金しなければなりません。

15. 親 / 法的保護者が直接支払い契約規定に違反した場合、州は、直接支払い契約を解約し、書面で通知します。州が必要・適切と考える、その他の改善措置をとることもあります。
16. 契約規定違反で直接支払い契約が解約されたとしても、家族はインボイス支払いで自閉症助成金を受取る事は可能ですが、今後、直接支払いでの受取りはできなくなります。
17. 直接支払い契約が終了、または解約された場合、未使用の助成金の小切手や対象外用品の費用は、AFB に返納されなければいけません。





サービスプロバイダーのための情報

一般情報

MCFD は、下記2種類の自閉症プログラムを提供しています。

1. 自閉症助成金：6歳未満
(詳細は、10-13 ページを参照)
 2. 自閉症助成金：6-18歳
(詳細は、14-15 ページを参照)
- 助成金プログラムは、子供のコミュニケーションや社会性と情緒面の発達、就学準備スキル、そして、機能的な生活スキルの発達を促進するため、(ベストプラクティスに基づく) 介入サービスを利用する家族のコスト負担を支援することを目的としています。
 - 家族は、子供と家族に最適なサービスやサービスプロバイダーを選ぶことができます。対象となるサービスやサービスプロバイダーの詳細は、10-15 ページをご覧ください。
 - 自閉症助成金を受けている全ての家族は、「インボイス支払い」の方法で助成金を利用できます。「インボイス支払い」では、助成金が政府内の子供名義の口座に備えられ、対象の介入治療サービスを提供するサービスプロバイダーに、直接支払われます。
 - 12-18歳の子供を持つ家族は、「直接支払い」の方法で自閉症助成金を利用することができます。家族が「直接支払い」を利用している場合、サービスプロバイダーは、支払いに関する問合せは、自閉症助成金機関ではなく、直接家族にすること。

- 「インボイス支払い」と「直接支払い」についての詳細は、17-18 ページをご覧ください。

自閉症サービスプロバイダーのレジストリー (RASP)

- 自閉症サービスプロバイダーのレジストリー (RASP) とは、自閉症スペクトラム障害 (ASD) の子供にサービスを提供する専門家のリストのこと。RASP には、行動コンサルタント/アナリストや、言語療法士、作業療法士、理学療法士が登録されています。
- RASP の目的は、ASD を持つ子供の親が、十分な教育と訓練、経験を積み、集中的かつ包括的、効果的な治療計画を作成し、監督する資格のある専門家を見つけるのを可能にすることです。
- RASP は、MCFD に代わり、ACT-Autism Community Training が管理しています。RASP に登録される専門家の基準方針を決めているのは、ACT ではなく MCFD です。
- RASP に登録を希望する専門家は、自身の教育と経験が MCFD によって定められた必要条件を満たしていることを実証しなければなりません。
- RASP 登録の申請書は、このサイトから：
www.mcf.gov.bc.ca/autism/pdf/cf_0901.pdf
- 認可の要請を含め、RASP の申請手続きに関する問合せは、ACT-Autism Community Training へ。連絡先は、www.actcommunity.ca/rasp/sp
- 6歳未満児の自閉症助成金を受領している家族は、RASP から専門家を選択しなければなりません。
- 6-18歳児の自閉症助成金を受領している家族は、RASP から専門家を選択する必要はありませんが、そうすることが望ましいとされています。
- 行動介入士 (BI) は、単独で働いたり、介入治療計画を作成、調整したりする資格はないので、RASP への登録は必要ありませんが、RASP に登録された専門家によって監督されなければなりません。それらの専門家が最終的に BI の任務の責任を負うことになっています。
- 詳細は、こちらのサイト。
www.actcommunity.ca/rasp/sp-info/rasp-application-process



自閉症助成金:6歳未満

- 6歳未満児の自閉症助成金プログラムを利用する親は、RASPに登録している行動コンサルタント/アナリスト、言語療法士、作業療法士、理学療法士を選択しなければなりません。
- RASPに登録されていない行動コンサルタント/アナリスト、言語療法士、作業療法士、理学療法士は、6歳未満児の自閉症助成金の対象となりません。
- 介入行動計画(BPI):
MCFDでは、介入プログラムが、子供独自の長所やニーズを考慮した計画に基づいていることを方針としています。BPIは、通常、家族や「言語療法士・作業療法士・理学療法士・他の教育者」などの専門家からの意見を取り入れながら、行動コンサルタント/アナリストが作成します。BPIは、子供が確実に進歩していることを確認するため、定期的にチェック、改訂されなければなりません。

自閉症助成金:6-18歳

- 6-18歳の子供を対象とした自閉症助成金プログラムでは、行動コンサルタント/アナリスト、言語療法士、作業療法士、理学療法士のRASP登録は必要とされていませんが、強く勧められています。
- 自閉症助成金の対象となるサービスの種類やサービスプロバイダーについての詳細は、11-15ページをご覧ください。

行動介入士(BI)

- 行動介入士(BI)は、「行動アナリスト/コンサルタント・言語療法士・作業療法士・理学療法士」の継続的な監督の下で働く、専門職の助手です。サポートチーム内でのBIの役割に関しては、21ページ参照。
- BIは、19歳以上で、犯罪歴ない限り、自閉症助成金機関に直接請求できます。
- BIが今までに犯罪歴がないことを「Criminal Record Check」を使ってチェックするのは、BIを雇用する親/保護者の責任です。
- BIは、RASPに登録する必要はありません。
- BIは、単独で働いたり、治療介入計画を作成、調整したりする資格はないので、RASPに登録している専門家(6歳未満児の自閉症助成金プログラムの場合)、また資格のある専門家(6-18歳児の自閉症助成金プログラムの場合、RASP登録の有無は問わない)によって監督されなければいけません。

- BIのスーパーバイザー(通常は、RASPに登録された専門家)がBIの任務において最終的な責任を持ちます。

雇用に関する経費

- 親とサービスプロバイダーには「被雇用者所得税金、カナダ年金計画、雇用保険と労災補償ボードプレミアム」といった雇用に関する経費を管理する責任があります。MCFDは、親に代わってそのような経費の支払いをすることはできませんが、払い戻すことは可能です。
- 税額控除および雇用関連経費については、Canada Revenue Agency(カナダ歳入庁)のサイト www.cra-arc.gc.ca/menueng.html をご参照下さい。
- サービスプロバイダーの所有品(例:コンピュータープログラム、ラミネート機など)は、自閉症助成金プログラムの請求対象外です。

請求と支払い

一般情報

- MCFD は、全ての承認されたインボイスに関して、受領 30 日以内の支払いを公約していますが、殆どはもっと早く支払われます。
- サービスプロバイダーは月に1回、インボイスを送ることができます。
- 先日付のサービス、または、予定はしていたものの、行われなかったサービスのインボイスについては、自閉症助成金プログラムでは賄いません。
- サービスプロバイダーは、支援サービス提供後、6 カ月間以内にインボイスを自閉症助成金機関に提出しなければなりません。6カ月を過ぎて提出されたインボイスは支払い対象となりません。
- サービスプロバイダーは、電子資金転送 (EFT) の契約をすることが勧められています。EFT は、銀行口座への振込を迅速化し、多くの場合、インボイスはが処理されてから、営業日の 3-5 日以内に請求金額が振り込まれます。EFT による振込入金については、支払い毎に、サービスプロバイダーにメールで案内しています。詳細は、こちらから :www.mcf.gov.bc.ca/childcare/pdfs/0312FILL.pdf

「Request to Pay」 と 「Request to Amend」 フォーム：サービスプロバイダーが請求する前に必要

- 親 / 保護者は、子供のサービスプロバイダーを選択した後、「Request to Pay Service Providers/ Suppliers (RTP = サービスプロバイダー / 業者への支払い請求)」フォーム (www.mcf.gov.bc.ca/autism/pdf/cf_0925.pdf) にて、MCFD の Autism Funding Branch (AFB = 自閉症助成金機関) に連絡をします。子供が MCFD の保護下にいる場合、MCFD のソーシャルワーカーが法的保護者となり、全ての自閉症助成金関連の書類作成において責任を負うこととなります。
- RTP には、AFB が支払うべきサービスに対する時給または日給の最高額、助成期間内にサービスプロバイダーへ支払われる助成金最高額が明記されています。
- RTP フォームが AFB によって処理・承認されるまでは、サービスプロバイダーは、提供したサービスの請求をし、支払いを受けることはできません。
- MCFD は、受領後、営業日の 30 日以内に RTP フォームを処理することを公約しています。
- RTP が処理・承認され、サービスプロバイダーが助成金プログラムの対象となることが確認されると、サービスプロバイダーに請求番号が提供されます。

- AFB に提出されるすべてのインボイスに請求番号が必要です。
- サービスプロバイダーは、AFB から請求番号が発行されるまでサービス提供を待つことが勧められています。請求番号発行前のサービスは、AFB の支払い対象外になることがあり、親に支払い義務が生じる可能性もあります。
- 親とサービスプロバイダーは、請求済のサービスや請求番号に応じた残りの助成金について、継続的にコミュニケーションを取ることが強く勧められています。
- 助成金受給期間中、親 / 保護者は、Request To Amend Invoice Payment Authorization = 請求書の支払承認を改正する要求 (RTA) フォーム (www.mcf.gov.bc.ca/autism/pdf/cf_0925a.pdf) にて、請求番号に応じたサービスプロバイダーの時給・最高承認額を修正することができます。
- 新たな助成金期間の開始時には、新しい RTP フォームが提出されなければなりません。助成期間は、通常1年で、サービスが承認されると、新しい請求番号が提供されます。
- サービスプロバイダーは、インボイスを自閉症助成金機関に提出する際に、同じインボイスのコピーを親 / 保護者に渡すこと。
- 詳細は、17-19 ページ参照。

「Justification for Equipment and Supplies」 (JFE) フォームの記入

- 子供の介入治療に必要な用具や備品は、資格のある専門家によって記入された「Justification for Equipment and Supplies (JFE)」フォーム (www.mcf.gov.bc.ca/autism/pdf/cf_0908.pdf) にて請求すること。
- 6 歳未満児対象の自閉症助成金において、JEF に記入する資格のある専門家については、11 ページ参照。
- 6-18 歳児対象の自閉症助成金において、JEF に記入する資格のある専門家については、15 ページ参照。
- JEF の記入・署名により、専門家は、推奨用品を利用した子供の介入治療の監視・評価をする責任を認めることとなります。
- JFE にて申請された項目は承認されるとは限らないので、家族は、JFE が承認されるのを待ってから、購入する方がいいでしょう。対象外の項目については、払戻しはされません。

- JFE の承認を受けて購入された項目は、子供や家族のみの所有物になります。
- JFE フォームや対象となる介入治療関連用品・教材については、11-15 ページ参照。

インボイスに明記しなければならない情報

支払遅延を避けるため、インボイスは、手書き、またはタイプされたものであり、明確で読みやすい書式で、以下の情報を含むこと。

1. サービスプロバイダー
 - 氏名 (名・姓)
 - 郵送先住所
 - 電話番号
2. 支払い受取人 (サービスプロバイダーと異なる場合)
 - 氏名 (名・姓)
 - 郵送先住所
 - 電話番号
3. 請求番号
4. インボイス番号
 - インボイス番号は、少なくとも 4 桁であること。例えば、「Adam Smith」の第1番目のインボイスの場合、「AS01」とします。
 - サービスプロバイダーは、サービスを提供している各クライアントに対する支払いの正確な記録を維持するため、自分で一番わかりやすいインボイス番号をシステムを考えたらいいでしょう。
5. クライアントの名前 (名・姓)
6. 下記を明記すること:
 - サービス実施日 (日・月・年)
 - サービスの種類
 - サービス提供時間 (時間または日数)
 - 料金 (時給または日給)
 - サービスの総額

インボイスの見本例は、こちらを参照:

www.mcf.gov.bc.ca/autism/pdf/invoice_sample.pdf

インボイスの提出

- MCFD は、全ての承認されたインボイスに関して、受領 30 日以内に支払うことを公約していますが、殆どはもっと早く支払われます。
- 様々なインボイス提出方法のうち、最も迅速な支払いにつながるのは、「サービスプロバイダーポータル」の利用 (右を参照)、次いで、E メール、そして普通郵便です。
- サービスプロバイダーは、インボイスを自閉症助成金機関に提出する際に、同じインボイスのコピーを親 / 保護者に渡すこと。

- 自閉症助成金機関に提出されたインボイスが支払い不可となった場合、親 / 保護者とサービスプロバイダーに「インボイス処理不可」の知らせが届きます。(考えらえるインボイス支払い不可の理由については、39-41 ページの表をご覧ください。)

インボイスは、以下のいずれかの方法で、自閉症助成金機関に提出すること。

1. サービスプロバイダーポータル
 - サービスプロバイダーポータルでは、オンラインでインボイス提出ができ、サービスプロバイダーは、いつでも支払い状況や他の情報を確認することができます。
 - サービスプロバイダーポータルを利用したインボイスは、通常、営業日の 3-5 日以内に支払われます。
 - 詳細は、こちら : www.mcf.gov.bc.ca/autism/pdf/afb_portal_info_sheet.pdf
2. 普通郵便
 - インボイスを下記へ郵送。
Autism Funding Branch (自閉症助成金機関)
PO Box 9776 STN PROV GOVT
Victoria, BC V8W 9S5
 - 注意: 郵便物は郵送中に紛失する恐れがあるので、常に郵送した書類のコピーをしておくこと。
 - 普通郵便で提出されたインボイスは、通常、サービスプロバイダーポータルや E メールでの提出よりも時間がかかるため、支払いが遅くなる可能性があります。
3. FAX
 - AFB FAX 番号 : (250) 356-8578
 - 注意: FAX 送信は 100% 確実ではなく、必要な情報が正確に読めない場合も多くあります。不明瞭な FAX に関して、自閉症助成金機関 (AFB) は、サービスプロバイダーに連絡し、詳細確認することはできません。
 - FAX の様々な問題による支払い遅延を避けるため、サービスプロバイダーポータルや E メールによるインボイス提出を考慮して下さい。
4. E メール
 - メールアドレス : mcf.autismfundingunit@gov.bc.ca
 - E メールでのインボイス提出は、最も守秘性に欠ける方法です。サービスプロバイダーは、使用しているサーバーとメールアドレスがすべて安全であることを確認し、インボイスに記載された個人情報 情報の守秘義務を守る責任があります。

考えられるインボイス支払い不可の理由

理由	なぜこうなったのか？ 解決法
インボイスが受信されていなかった	<ul style="list-style-type: none">不明瞭な FAX を受信しても、自閉症助成金機関 (AFB) は、サービスプロバイダーに連絡し、詳細を確認することができません。郵送されたインボイスは、AFB に届いていないこともあります。 <p>解決法: インボイスを再送する。全ての必要情報が判読可能であることを確認する。</p> <p>解決法: サービスプロバイダーポータルを利用してインボイスを送る。(参照: www.mcf.gov.bc.ca/autism/pdf/afb_portal_info_sheet.pdf) ポータルでは、提出完了を確認・通知し、通常、営業日の 3-5 日以内に支払いが行われます。いつでもオンラインでインボイスの処理状況を確認できます。</p>
AFB で有効な請求番号とインボイスを一致させることができなかつたか、他の必要な情報を読み取ることができなかつた	<ul style="list-style-type: none">インボイスが判読不可能、または、重要な情報が欠如しています。不明瞭な FAX を受信しても、AFB は、サービスプロバイダーに連絡し、詳細を確認することはできません。FAX で送られたインボイスは、読みづらいことが多く、よって処理不可能。 <p>解決法: インボイスを再送する。全ての必要情報が判読可能であることを確認する。</p> <p>解決法: サービスプロバイダーポータルを利用してインボイスを送る。(参照: www.mcf.gov.bc.ca/autism/pdf/afb_portal_info_sheet.pdf) ポータルでは、提出完了を確認・通知し、通常、営業日の 3-5 日以内に支払いが行われます。いつでもオンラインでインボイスの処理状況を確認できます。</p>
Request to Pay 支払い要請 (RTP) フォームが受信、処理、または、承認されていない	<ul style="list-style-type: none">請求番号は、RTP フォームが処理されてから発行されます。AFB に提出される全てのインボイスには、請求番号が必要。請求番号が記入されていないインボイスは、支払われません。AFB に提出されたインボイスが支払い不可となった場合、親 / 保護者とサービスプロバイダーに「インボイス処理不可」の知らせが届きます。 <p>解決法: サービスプロバイダーと親 / 保護者は、RTP フォームが AFB によって受信、処理、承認され、請求番号が発行されていることを確認してから、インボイスを提出する。インボイスには請求番号を明記すること。</p> <p>解決法: サービスプロバイダーポータルを利用。(参照: www.mcf.gov.bc.ca/autism/pdf/afb_portal_info_sheet.pdf) AFB が RTP・RTA フォーム処理を完了次第、オンラインで請求番号が確認できます (郵送通知を待つ必要がない)。サービスプロバイダーは、承認された請求番号に該当する助成金残高をチェックすることもできます。</p>

理由

なぜこうなったのか？

解決法

2つの助成期間をまたぐ
インボイス

- 子供の助成期間は、通常1年で、子供の誕生月の末日に終了します。
- 解決法**：該当する助成期間に基づく請求番号を使って、2つの別々のインボイスを提出する。例えば：子供の誕生日が2014年10月であるとするれば、サービスプロバイダーは、10月と11月に提供したサービスを1つのインボイスで請求するのではなく、2014年11月は新たな助成期間となるので、10月日付と11月日付の2つの別々のインボイスを提出します。

解決法：サービスプロバイダーポータルを利用。（参照：www.mcf.gov.bc.ca/autism/pdf/afb_portal_info_sheet.pdf）ポータルでは、サービスプロバイダーが関わる子供の助成期間の詳細を確認することができ、それぞれ正しいサービス提供日が記入された2つのインボイスを提出するのが容易にできるようになっています。

サービスが提供されてから
6カ月以上経って、
インボイスが提出された

- サービスプロバイダーは、サービス提供後、6カ月以内にインボイスを自閉症助成金機関（AFB）に提出、支払い請求しなければなりません。
- インボイス上で一番早いサービス提供日から6カ月以上経って送られたインボイスについては、支払い不可。

解決法：すべてのインボイスが適時にAFBに受理されていることを確認するのは、サービスプロバイダーと親の責任です。サービスが完了し次第、定期的に（例：毎月）、インボイスを提出するようにします。

インボイスがRTPに
割り当てられた助成金の
額を超えている

- 親/保護者は、子供のサービスプロバイダーを選択した後、「Request to Pay Service Providers/Suppliers = サービスプロバイダー/業者への支払い請求（RTP）」フォーム（www.mcf.gov.bc.ca/autism/pdf/cf_0925.pdf）にて、AFBへ通知します。
- RTPには、AFBが支払うべきサービスに対する時給または日給の最高額、助成期間内にサービスプロバイダーへ支払われる助成金最高額が明記されています。
- サービスプロバイダーは、インボイスをAFBに提出する際に、同じインボイスのコピーを親/保護者に渡すこと。

解決法：助成期間内に割り当てられた助成金の最高額を把握し、支出を監視するのは、サービスプロバイダーと親、両者の責任です。親/保護者とサービスプロバイダーが、サービス提供時間や請求額に関して、継続的にコミュニケーションを取ることが強く勧められています。

解決法：サービスプロバイダーポータルを利用。（参 www.mcf.gov.bc.ca/autism/pdf/afb_portal_info_sheet.pdf）ポータルでは、サービスプロバイダーが関わるそれぞれの子供に対して、認可された時給・日給がいくらか、また配分された助成金がどのくらい残っているかチェックできます。

理由

対象外のサービスのため、
インボイスが支払われ
なかった

なぜこうなったのか？

解決法

- 全てのサービスが助成金対象となるわけではありません。対象となるサービスについては、11-12 ページと、14-15 ページを参照。

解決法: RTP フォームに記入する時、選択するサービスが助成金対象であることを確認するのは、親 / 保護者の責任です。もしサービスプロバイダーにとって、提供するサービスが対象となるかどうか不明な場合は、親に直接その旨を話すこと。親は、自閉症助成金機関 (AFB) に連絡し、子供に合った特定のサービスが助成金対象となるかどうか、問い合わせます。

